

平成25年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年12月6日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成25年12月9日 午前9時 平成25年12月9日 午後4時36分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	5 番	池 田 和 幸	6 番	吉 岡 隆 幸	7 番	土 淵 茂 勝
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川久保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こども応援課長	鶴 崎 智 子	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議事日程表

▽平成25年12月9日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （平成25年12月定例議会）

氏 名	件 名 （要 旨）
大 隈 敏 弘	1. 25年産水稻ウンカ被害に対する対応は 2. 2018年度までに減反政策廃止にともなった今後の町としての農業の取り組みを、どう考えているのか
井 上 敏 文	1. 町営住宅を核とした上小田地区まちづくり計画の策定を 2. 鳴江河畔公園の一部をパークゴルフ場として利用できないか
坂 井 正 隆	1. 25年産稲作について 2. 道路の維持管理について 3. 白木孔園に防犯カメラの設置を
池 田 和 幸	1. 門前～畑川線（石原～観音下間）の今後は
土 淵 茂 勝	1. 国民健康保険事業の現状を問う 2. 国保の県単位化・広域化を問う 3. 国保税引き上げについて問う
西 原 好 文	1. 町営住宅建設に伴う委員会の設立は 2. 再度問う、幹線水路の泥土上げは

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第6回江北町議会定例会会期4日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。
会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○武富 久議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い発言を許可いたします。

2番大隈敏弘君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○大隈敏弘議員

皆さんおはようございます。2番大隈でございます。きょうは久々に私も一般質問したいと思いますけれども、ことしも残すところわずかとなりましたが、ことしは異常気象とも言えるほど災害が発生した年ではなかったかと思えます。豪雨災害、また竜巻、台風といった災害が全国的に発生し、甚大な被害に見舞われました。

幸いにして、我が町は大した被害もなく、ことし一年を終わろうとしておりますが、被害に遭われた方に対して、心よりお見舞い申し上げます。

今回は、私、一町会議員としてでもありますけれども、農業団体の一員として質問させていただきます。最後までよろしくをお願いします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初、25年産水稲ウンカ被害に対する対応はということで質問させていただきます。

ことしは、農家において年を越せないとあえいでいる方がおられると聞いていますが、ことしの作況指数は94と、やや不良と落ち込んだ。ここで訂正していただきたいと思えますけれども、私が通告したのは先月だったもので、この間の1週間の新聞では作況指数が93と不良となっております。それ以上という結果も出ております。

その原因は、異常気象とも言われるほど35度C以上の猛暑が40日以上続き、温暖化現象もあり、東南アジアから飛来してきたトビイロウンカが8月の盆過ぎより生息が見られ、9月3日には県よりウンカ発生情報があり、9月20日には病虫害発生予察警報第1号が発令され、2回目の警報が9月27日、JAより発令され、当町でも町全域にわたり甚大な被害が発生しているとのことで、10月3日、町議会産業常任委員会において被害状況を視察し、その後、町産業課、JA営農指導部、共済組合と被害についての対応について協議したが、補助的な面に対しては結論が出なかったが、被害が出たのは事実であり、農家にとっては農薬代にかかった費用は多額に及んだ方もおられると聞いている。水稲の収量面においてもかなり収量的に落ち込んだ農家の方がおられると聞いているが、行政として何か補助的な面で支援があれば農家の方も少しは助かるのではないかと思うが、町としての支援面について何か考えて

おられれば伺いたい。

また、今年度にかかわらず、これからも温暖化傾向が続くと予測される中、今後の対応はどのように考えておられるのか、伺いたい。

○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

おはようございます。

それでは、大隈議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

25年産水稲ウンカ被害に対する対応はということでございますけれども、近年にない水稲ウンカ被害は、その原因は、言われているのが梅雨明け後の高温、乾燥による高い増殖率。そしてまた、使用農薬の防除効果の低下、防除適期からのずれた散布、または散布むらなど防除の不徹底、さらには不適切な水管理、密植、多肥等の栽培管理による要因というものが指摘をされているところであります。

ウンカの被害に遭われた農家の方々には、たび重なる農薬の散布による経費の加算、また水稲収量の減少など、厳しいとは存じますが、要因等を検証してみますと、自然災害とばかりは言いがたいと思われるのであります。

実際、ウンカの被害が少ない圃場、あるいはなかった圃場もあることから、各農家の水稲栽培管理体制の差にもあるのではないかと考えられます。

そのようなことから、農薬の多用による経費の助成は平等性に欠けるので、町としては今のところ考えておりません。今後の対策については、農業技術防除センターによる情報を活用し、JA、農業改良普及センターと協力をし、農家、地域と非常時の情報を共有し、ウンカ被害が今後最小限にとどまるよう取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

今、町長が答弁されましたけれども、その被害に対しては考えていないと、支援については考えていないということですが、皆さんにも被害写真を配ればよかったんですけども、皆さんたちも御存じのとおり、全域にわたって、私ども産業常任委員会で視察に参りまして、こういった甚大な被害が出たのは事実であります。そういった中で、一応県として

も、県全域にこういった被害が出たということで何か支援策がないかということで、今検討されているという話はちらっと聞きましたけれども、よければ町としても県の意向を聞きながら、何か支援策があればと思っておりますけれども、県からそういった要請とか、町長、聞いておられますかね。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

大隈議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

県内でもやはり被害のひどいところ、そしてまた余りそうではないところと、いろいろあるようですけれども、私たち町村会としても、市長会と一緒になしまして、県に対して今、要望を出すように準備が進められているところでございます。

そういう中で、県がどういうふうな対応をとっていただけるか。県の支援というものがあれば、町もやれるようになると思っておりますので、その辺を県にも強く要望をしていきたいと思っております。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

ぜひですね、今回のこの件に関しては、農家の人も甚大な経費が絡んでおるわけなんですよ。かなり農薬代にしても何にしても、それは人的被害かもしれませんが、これはことしに限ってもしっかりですけれども、そういった支援を県とよく協議して、要望していただきたいと私は思っております。

こういった被害があったのは、今まで集落的には集団防除というやつがあっただけなんですけれども、今、江北町内では集団的防除がなされていないわけなんですよ。個人任せの、そういった農薬代もかさむから共同防除がなされていないわけなんです。ばってん、隣の白石なんかは、いまだにそういった共同防除的なことはやられていますので、今後、江北町においても、こういった被害があったことは事実ですので、こういった防除体系をもう一回、町の産業課と農協とそこら辺をもう一回見直しをしていただいて、こういった被害が出ないような対策をとっていただきたいと思っておりますけれども、産業課長、どう考えておられますか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

おはようございます。防除体制の見直しというふうなことでございます。

私ども、以前杵島農業共済組合が共同防除を先頭に立ってされていたことは覚えております。そういったことから考えますと、防除体制の見直しというふうな観点から考えますと、共同防除についてはやっぱり徹底をしていかんばいかなじやなかろうかというふうに思っております。したがって、再生協議会のほうとも相談をしながら、防除体制の強化を図っていかねばいけないのではないかとこのように思っているところでございます。

以上です。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

こういった温暖化傾向が今後も続くと思いますので、そこら辺の防除体系もやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ共済とJAと協議の上、体系を変えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

○武富 久議長

はい、次に行ってください。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

次の質問に行く前に、まず先月、JAの農政協議会がありまして、その会合が始まりました。第1回目の会合が大町のみどり地区中央支所で行われまして、みどりの農政協議会役員と地元国会議員及び2市5町選出の県議員と今度の減反政策廃止に伴う意見交換会が先月23日、みどり地区中央支所でありました。その中で、今回裏切りとも言える政策に対して、各農政協議会の役員から怒りとも言える意見が出ておりました。私も、その中の一員でありまして、地元国会議員に減反廃止を見直すように意見要望したところであります。

そういった中で、それに対して地元国会議員の話を聞きますと、自分の考えはあんまり述べられなかったということです。党と今の政府の考えを述べるだけに至ったような状態で、実際、私も今地元議員といえども、農林族の議員でありながら、弱腰で憤慨したような感じ

で、私はこの間の意見交換会を聞いておりました。そういった中で、今回、私もこういった減反廃止政策に対して質問しますけれども、今回のこの問題に対しては、一行政機関では解決できない問題かもしれませんけれども、あえて今の農業を取り巻く環境を知っていただくために質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○武富 久議長

本題に入ってください。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

2018年度までに減反政策廃止に伴った今後の町としての農業の取り組みをどう考えているのかということで質問させていただきます。

政府・与党は、2018年度までに減反廃止を行おうとしているが、そもそも日本農業自体、改革に迫られていたはずである。米のつくり過ぎで価格が下がり過ぎることを防ぐため、1970年から減反政策が始まり、現在に至っているが、米の消費は、昭和35年では一人当たりの年間消費は118キログラムと最高だったが、平成24年では一人当たり年間58キロまで消費が下がり続けている。また、主食用米等の需要も以前は800万トン以上あったものが、平成24年7月から25年6月までの統計では779万トンと20万トンも減少している中で、価格動向を見ても、25年産の概算金は前年対比60キロ当たりマイナス3,000円から4,400円で、販売価格は前年対比60キロ当たりマイナス3,000円から4,100円と、市場相場は下落傾向が続いている。また、早期米に対する購入意欲も下がりつつある中、2018年度に減反政策を廃止としているが、平成26年度から農業、農村所得倍増を目指す取り組みとして、農地中間管理機構関連事業として1,039億円もの予算で農地集約化を目指そうとして農地の規模拡大を図り、TPP交渉年内妥結に向け、外国との貿易を踏まえた取り組みをしようとしているが、私自身、こうした政策には反対である。

我々農家は、減反廃止に伴って所得安定対策のための10アール当たり1万5,000円の定額補助までも廃止するとし、規模拡大農家には定額補助するとしているが、大規模農家さえも米の生産量が増加すれば米価が急落するおそれがあり、新たな補助金制度の全体像が見えない不安と、規模拡大すればするほど赤字になるおそれがあり、追加の小作を控える大規模農家も出てきている。

また、今まで佐賀県は減反政策に協力してきた県であり、主に大豆の作付、生産を行って

きたが、地域によっては大型の大豆コンバインを導入して省力化を図ってきたが、減反政策の廃止になれば、こうした機械導入を余儀なくして今日までやってきた集落は、機械の償還が済んでいるところはいいけど、済んでいないところはどうすればいいのか。また、減反廃止により機械導入を控えている集落もあると聞いている。我が町においてもこれからの農業に不安を抱いている農家もあると聞いているが、伺いたいのは、こうした現状で農地集約化の問題や、これまで所得安定対策のための定額補助金の廃止に伴い新たな補助金制度の全体像が見えない不安とか、規模拡大農家においてはこれからの政策でつくればつくるほど赤字になるおそれがあり、追加の小作を控えたり小作の農地を地主に返さざるを得ない問題など、こうした現状を町としてどう見ておられるのか、伺いたい。

次に、こうした政策に対抗するため、我が町の農業のこれからをどうするべきか。私は、これからの農業経営において法人化も必要であると思うが、現状を見れば、法人化すらままならない集落もあり、農業のあり方そのものを変えなければならない集落もあると聞いている。また、これから規模拡大を目指す新規就農者、担い手農業者も出てくると思うが、こうした人たちが農業で飯が食えるような支援のあり方や、我が町は平たん地もあれば中山間地もある地域で、こうした条件下で国の政策に負けない町として農業活性化のための取り組みとか、これまでいろんな政府の農業政策で守られてきた農業だと思うが、これからは守ってもらえない農業をしていく上で、農家によっては税金すら払えない農家も出てくる可能性もあると思うが、こうしたことを少なくするため、どうやって農業で飯が食えるかといった、いろんな面で今まで以上の農業指導が必要になってくると思うが、伺いたいのは、農業経営において6次産業を含めた法人化も必要だと思うが、法人化すらままならない集落の問題や、これから規模拡大を目指そうとしている新規就農者や担い手農業者の支援のあり方、また我が町の平たん地及び中山間地の農業活性化のための取り組みとか、また、こうした政策に対してどうやって農業で飯が食えるか今まで以上の農業指導が必要だと思うが、こうした問題に対して町としてどのように考えておられるのか、伺いたい。

今まで農民は、何回となく政策に振り回されてきたが、今回の政府のやり方は、小規模農家は潰しても構わないといったやり方であり、こうした政策に対抗するために今までの農業のやり方では農業を守っていけないと思う。これから農業を続けていく上で、補助金など頼らない農業経営を続けていけるような価値の高い農産物をつくり、地元の地位を高めていかなければならないと思うが、地方行政としても地元農業をこれからどう守っていくか、知恵

をかしていただきたい。

これからの江北農業を守っていく上で、米、麦、大豆はもちろん、露地野菜、施設園芸など含めた産地形成を高めていくために何かアイデア的な考えがあれば伺いたい。

また、これからの農業環境の中で、今から政府がやろうとしている農業政策のやり方次第では、小規模、大規模農家の農地や中山間地の農地において耕作を放棄したり、農地の無断転用とか、これからいろんな問題が出てくると思われる。こうした問題が起きたら、どう対処するのか考えがあれば伺いたい。

よろしく申し上げます。

○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、2018年度までに減反政策廃止に伴った今後の町としての農業の取り組みをどう考えているのかということでございますけれども、民主党政権から自民政権に戻りまして、我が国の農業政策が三たび変わろうとしております。このことについての不安からの質問だと思います。

以前にも申し上げたと思いますが、町としましては、農業政策が変わるたびに農家の皆さんが有利になるよう努めてまいりましたし、今後もそれは変わることなく、国の施策に対応してまいりたいと考えているところであります。

御質問の内容については、国会でまだ正式な回答が出ておりませんので、事業の内容が明確に示された折には、農家の皆さんのために、県、農協など関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、農産物の産地形成を高めていくために何かアイデア的なものがあるかということですが、これも付加価値を高めるような、農産物の開発の研究チームなどがJAや担い手、消費者、普及所の行政を含めたところでの協議会を立ち上げて、特産化を図っていかねばならないのではないかと考えているところであります。

最後に、農地の耕作放棄地や無断転用が起きたらどうするかという質問ですが、起きたらどうするかというのではなく、これはやはり起きないように努めていかなくてはならないと思っております。

現在も農業委員による農地の耕作放棄地や無断転用のパトロールを行っていただいております。

まして、耕作放棄地については今のところ江北町はありません。また、無断転用の農地についても、その都度指導を行い改善をされてきているところであります。

起きた場合には、耕作放棄地については農地復旧の程度に応じまして、今後つくられる農地中間管理機構で管理されることになっていくと思っております。また、無断転用については農地法に違反することになり、国または都道府県知事から工事の中止や原状回復の命令が出される場合があると思っておりますのでございます。

○武富 久議長

2 番大隈君。

○大隈敏弘議員

今の町長の答弁は、聞きよったばってんが、私もまだ再質問がいろいろありまして、後もってちょっとあいしますけれども、まず、町長の答弁もばってんが、今の農業政策の中で、今の農業の現状とこれから起き得る農家の問題を聞いていただきたいと私は思っておりますので、よろしいでしょうか。

今回、2018年度までに減反廃止をするということで、一応、定額補助金まで廃止を行うということですが、今までに主食米以外にそういった飼料用とか米粉とか、作付はされておりました、実際。そういった中で、何で今度こういった減反廃止政策に踏み切ったのかと私は疑問でなりません。そういったのは何でかという、現に今、酪農家が牛の餌となるトウモロコシを外国から輸入しているわけなんですけれども、それが今のこういった異常気象で価格相場が高騰しておりまして、酪農家、そういったものが逆に負担を強いられるようになりまして、逆に政府がそういった飼料米とか米粉とかの作付に転換せざるを得ないような状態に今なっておりまして、実際、こういった飼料米とか米粉とかは作付されておりますけれども、実際、政府自体も、こういった飼料米とか米粉とか買い上げてくれないわけなんです。ましてや、農協自体も引き受けてくれない。そうなれば、こういった作物をつくっても個人でさばかすしかないんですよ。

実際、個人でつくってもこういったのでさばき切れないでいるのが今現状なんですよ。そういった中で、やっぱり所得安定対策からの助成金に頼らざるを得ないのが今の現状なんです。それで、何でこういうことをするかと私は疑問でなりません、今の政府のやり方は。まして、こういった2018年度までに減反廃止をするということを政府は言っていますけれども、実際、主食米の作付がふえればいいんですけれども、逆に減った場合、今、個人の農家

でもみの乾燥調製をしておられる方はいいんですけれども、逆に、私たちみたいにJAのカントリーを利用している農家は、逆に利用料金も上がれば賦課金も上がるとですよ。そういった場合、農業経営に圧迫される感じもします。そうなれば、いよいよ米の作付者もおらんごとになってくるとですよ。

そうした中で、今、現にミニマムアクセス締結によって年間何十万吨と外国から米を輸入している中で、またさらに農家が米ばつくらんごとなるぎんた、外国からそれ以上に米を輸入せんばいかんごととなつとですよ。それが今の政府がいっちょんわかっとなつとですよ、しゃんことが。だから、私はこの間の国会議員との意見交換会で憤慨しました、はっきり言うて。今まで農林族と言われる議員でさえも弱腰ですよ、ほんなごて。この間、誰が守ってくれんですかと私は言いたかった。

そう言いながらも、私は今回こういった問題を、一行政機関では解決できんかもわかりませんが、農業団体の一員として取り上げました。だから、私はこういった問題は見きわめた上で、私どもも生き延びていかんばいかんとすけんがですね。そういった中で、私は将来的農業を目指すために、ちょっと伺いたいのは、これから農業を続けていく上で、米、麦、大豆以外の価値の高い農産物をつくらないと農業では飯は食えないと思っております。そういった中で、これから農業推進事業として露地野菜とか施設園芸作物栽培の促進などに力を入れていく考えがあるかどうか、ちょっとお伺いします。産業課長でも町長でも構いませんので、そこら辺をお聞かせください。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、大隈議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

農家の代表という形で、怒り心頭の御質問だと思います。本当に議員の気持ちはよくわかるわけでございますけれども、私も、江北町は農業が中心の町でありまして、農業政策については国、県の施策に準じながら、できるだけの農業政策をやってきたつもりであります。しかしながら、このようにころころころ農政の変わっていく状況を見る中において、これからも農業を守っていくためにどうしたらいいのかということも考えざるを得ないところであります。

そういう中で、今、米、麦、大豆以外にも露地野菜等の振興をというようなことでござい

ますけれども、やはりその辺の振興についても、先ほど言いましたような、いろいろな農業団体、そしてまた、農家の皆さん方との研究チームなどができればと思っております。

私が、このごろテレビでもあっておりましたけれども、奇跡の村ということで、長野県川上村の農業所得2,500万円以上の農家がほとんどで、若い人たちもどんどんふえてきていると、農業の放送があっておりました。私も川上村に行ったことがありますけれども、その村は、朝4時になると、村民の7割が畑に出て、毎朝朝4時から高原野菜をとって東京に送っていると、そういう努力をされている村が生き残っているというようなこともありますので、それは行政ばかりでなく農家の皆さんと一緒にしながら、今後の農政を江北町として考えていかななくてはいけないところではないかと思っております。

そういうことで、これまで本当に農業を保護されていると、我々、農業をやっていない者から見ればそういうふうに見えておりますけれども、やはり米は主食であり、食料の自給というふうなことを考えれば、保護するべき面もありますけれども、農家の皆さんにも努力をしていただく部分もたくさんあると思いますので、その辺は今後いろいろな研究をしながら、農業の政策をやっていきたいと思っておりますのでございます。

私の答弁以外に担当課からありましたらさせたいと思います。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

大隈議員の再質問でございますけれども、減反廃止に伴う危惧ですね、それとこれからの経営方向はというふうなことで、露地野菜の振興をというふうなことでございます。その中で、ちょっと整理を私もさせていただきたいと思っております。これはまだ政策が今進行中でございまして、どうのこうの我々が言えるところではございませんけれども、方向性というのは、ある程度見据えられているんじゃないかというふうに思います。

というのが、日本列島縦断して、分かれるのが一毛作地帯と二毛作地帯というふうなことになろうかと思っておりますけれども、今、新聞報道で言われている減反政策の廃止というふうなことではなくて、生産調整の見直しというふうな観点から捉えていただければというふうに思うところでございます。

主食用米、多用途米といいますか、飼料用米に転向してというふうなことでございますけれども、米が余ったところで、そういった飼料用米等に転向と。これを本作化というふうな

形で捉えているのではなかろうかと思います。したがって、一毛作のほうはそういったところで飼料用米に転向と、それから二毛作地帯は、どうしても地域地域の特性がございます。そういった中で、二毛作のほうは今までどおりの麦作、畑作物の大豆作ですね、転作で推奨しております大豆というふうな形、それと、九州につきましても宮崎、鹿児島方面は畜産の盛んなところというふうなことから、飼料用米、WCS米とか、そういったところに転向していくのではなかろうかというふうに考えておるところでございます。したがって、大豆作につきましても、地域、何というかな、交付金、産地づくり交付金と今動いておりますけれども、そういったところで交付金についてももっと強化をしていくのではなかろうかというふうに思っております。

したがって、農業経営が悪くなっていくというふうなことは、私自身思っていないところでございます。

それから、これからの経営方向というふうなことでございますが、行政としましては集落営農の組織の強化というふうなことをこれからも取り組んでいかなければならないと思っております。土地利用型では限界がございます、どうしても集団化になりますと人員が整理をされてまいります。そういった中で、余力の人員については、そういったところで園芸作物とかに転向して経営力の強化をというふうなことになりますので、このことにつきましても、私もことしの4月に再生協議会が開かれた折には、江北町、大町町もしかりなんですけれども、特産品を何か推奨していかんばいかなやろうというふうなことを打ち出しております。そういった中で、今後もそういった方向でJA等に働きかけをしまして、そういった特産品化を図りまして江北町の力強い農業経営の一つにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

今、産業課長から今後の転作の方向性について話がありましたけれども、こういった新聞にも、一応、これからの転作補助に対しては市町村に配分するという形で新聞に掲載されておりました。なおかつ、きょう私が来る前に、この間の農政協議会の自民党からの今後の案をこの間農政協議会でいただきまして、その農政協議会の資料は産業課長に配付してござい

すので、後で見えておいていただきたいと思いますが、まだ現に、実際政府の考え方はただ減反政策廃止、2018年度までに廃止すると、補助金については2018年度までに廃止するというので、全体像がこれを見てもわからないわけなんです。実際、資料を見ても。そういった段階で、まだこれからどうなるかわかりませんが、私が伺いたいのは、私も先月、県の農業大学校にアスパラの新品種の栽培をやっているということで視察に行きましたけれども、その中で聞いた話では、県の農業大学校で6次産業化を促進するため、農業者に農業加工研修という研修を月1回のペースで行われているそうです。

その研修内容は、大体基礎研修と応用研修が行われるということなんですけれども、産業課長、こういうのは知っていますか。新聞にもこうやって出ていましたけれども、大分新聞が、佐賀県の農業大学校で今やられているということで、そういった中で、私が今回聞きたいのは、今回鹿島市が第1次産業の生き残りをかけて、戦略的取り組みとして6次産業化への拠点整備事業として、休耕地だったミカン畑跡地4万平方メートルのところに観光農園及び農産加工施設を今建設中です。それで、総事業費が1億9,000万円かけて来年3月に完成予定ということです。

それで、実際、その施設は農家に有料で貸し、加工品の開発や試作品の販売を行うということで、主にジャムとか、ドレッシング、あと香水などを加工するというです。戦略的作物としてライム、シーベリー、バターナッツなど、14品目を昨年度から農家と栽培契約を結び、今栽培されているということです。こうした活性化に向けた取り組みをやっておられるということを町長、御存じですかね。今、新聞にも載っていました。（「新聞は見ました」と呼ぶ者あり）

そういったことで、私が伺いたいのは、こういった6次産業化に向けた取り組みを江北町でもできないかと思っているんですけど、町長、そこら辺を、こういった鹿島市が率先してやろうとしていますけれども、そこら辺は町長どがん考えておられるか、そこら辺を今後の農業の活性化の取り組みとしてどがん考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、再質問にお答えをいたしたいと思います。

鹿島市が取り組まれているということで、新聞に先日載っていたわけでございますけれど

も、休耕田のミカン畑等を利用したというような形で載っておりまして、現在江北町としては、先ほども言いましたように、耕作放棄地もないし、どこでも今耕作をやっていただいているわけございまして、そういう中で、先ほども言いましたように、農産物の開発の研究チームなどをつくって、そういうふうなものがどうしても必要なときにはもちろん町の助成というものもやっていくつもりではありますが、まずは農家の皆さん、そしてまた、農協や行政を含めたところでいろいろ研究をしながら、江北町に合ったそういうふうな特産品の開発をどうしていくのかということの研究をしていただき、それをまとめた上で江北町としてやっていきたいと思っております。そういうものも行政がもちろん、いろいろな補助はいたしますけれども、やはり先頭に立っていくのは農家の皆さん自身が意欲を持って、それをやろうという形を打ち出していきたいと思っております。

○武富 久議長

まだありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）2番大隈君。

○大隈敏弘議員

ぜひ将来的な農業に向かって、逆に6次産業化も必要になってくる、こういった農業政策の中で対抗するためには、こういった自分で農業で飯食っていく方向性をやっぱり考えていかんばいかんやと私は思っております。そういった中で、こういった取り組みも今後は必要かなと私は思っております。

そういった中で、もう1つ別に伺いたいのは、私は中山間地の問題なんですよね。今、農業法人化すらままならない中山間地において、ある地方では農地の荒廃をおそれて、JAが中山間地の集落に対して法人化に向けた支援を行ったり、農協が単独で中山間地の農地を集めて農業経営を取り組んでおられる地方もあるとですよ。そういった話は、農業委員会でもこういった話が出ないとですかね。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

答弁を求めます。川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

大隈議員の再質問にお答えいたします。

中山間地の問題というふうなことで、非常に重要な問題だと私も思っております。農業委員会におきましては、今、農地集積に重点を置きまして、いろいろ方策をしているところでございます。その中で興味がありますのが、せんだっても、佐大の教授を招いて分析をして

いただきました。その中で興味があるのが、1つ大枠を言いますと、江北町全体を法人化というふうな枠に捉えて、1階建て、2階建てと申しましょうか、1階建てにつきましては法人化と、2階建てについて、法人化になるとどういうふうなことになるのかと申しますと、農地の集積ができるというふうになるわけですね。その中で集積ができますと、いろいろ農地もブロック割りができます。

例えば、中山間地、平たん地ありますけれども、中山間地におきましては非常につくりにくいというふうなところもございまして、そういったところにつきましては園芸作物のブロック、平たん部につきましては、広い農地につきましては土地利用型、米、それから麦ですね、そういったところでのブロック化、それと、もう1つ興味があったのが、趣味で百姓を行われている方もおられるわけですね。そういった方のところのブロック化というふうなところで、満遍なく農業ができるような形ができんかというふうな構想を持っておられまして、非常に興味があったところがございます。

それで、もう少し分析を進めまして、また来年2月時分にそういった話を進めていきたいと思っているところでございますけれども、そういった構想があるというふうなことは議員にも頭に入れとっていただければと思います。

以上でございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

今、産業課長から中山間地の件、一応話がありましたけれども、実際、私も中山間地の人から聞いた話では、逆に今の棚田以外の点々としてある農地が実際つくりにつかた、どがんかせんばいかんというのは言われていました。中山間地の方が逆にですね。それで、町長も産業課長も知っているように、北海道の富良野は知っておられると思いますけれども、あつちは中山間地まで傾斜面に広大な農地が広がっております。要は、ああいったことができれば中山間地の方も助かるんじゃないかなと思っておりますけれども、そこまでいくまでがですね、いろんな改良をしなくてはいけないと思いますけれども、そこら辺をぜひ農業委員会にでも、そういった問題を提起していただいて、いろんな中山間地に対して考えていただきたいと思っております。

それともう1点が、新規就農者や担い手の問題を伺いたいと思いますけれども、今、こう

いった減反政策の中で将来が見えない中で、こういった新聞にも載っておりますけれども、経営の見通しが立たんとか、親元の就農者の方が農業を続けられていけるやろうか等の問題がありまして、私が一番心配しておるのは、こういった新規就農者や担い手に対してこれから農業を行っていく上で、将来的に不安もありますけれども、経費がかからないような支援を行っているところもあると思います。我が町においても、新規就農者とか、そういった担い手がこれから出てくる可能性もあると思いますけれども、今、現に国の政策で人・農地プランに上げてあるような支援の仕方以外に、町としてこういった担い手とか新規就農者に対する支援を何かほかに考えておられるか、そこら辺があれば伺いたいと思いますけれども。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

大隈議員の質問に答えたいと思いますけれども、ちょっと私が政策責任者じゃございませんので、答えにくい面もあります。

新規就農のほうは、また見直しがあろうとしております。親元就農の方もそういった青年就農給付金にたどり着くよというふうな形で若干条件が緩和されつつあります。それで、まだこれも政策の半ばでございますので、まだはっきりしたことは言えませんが、そういうふうな方向に向かうのではないかと思いますけれども、担い手のは、はっきり言って、私もまだそこまでは考えておりませんが、その辺で御了承をいただきたいと思います。

○武富 久議長

まだありますか。（「もうちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）2番大隈君。

○大隈敏弘議員

私が言いたかとは、今後、そういった農業を取り巻く情勢は厳しいと思いますけれども、この間、私ども産業常任委員会の委員長が報告したとおり、大分のほうに視察に行きました。そういった中で、空き家対策の問題も江北町は抱えておりますけれども、そういった中で新規就農者に住宅に住んでもらったり、その土地確保のために大分県はそういうのをやられておりまして、委員長が言いましたように、13人ぐらい新規就農者が大分県内に従事しておられるという話で、江北町としても、今後の将来を見据えた農業の、若い人たちが農業できるような体制づくりを町全体で考えていってもらいたいと私は思っておりますので、そこら辺を踏まえて、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点は、私が一番心配したのは、そういった耕作放棄地とか、農地の無断転用とかの問題がこれから起きる可能性もあるとですよ、実際。そういった中で、実際、今の農地、先ほど町長が言われましたごと、農地法はありますけれども、農地法はあっても罰則規定はないとですよ、実際。そうでしょう、町長。これ間違っていますかね。そういった中で、実際無断転用して建物を建てたりして、それは家はできるけど、罰則規定がないからそれを取り締まることはできんとですよ、実際。そういったことをやっぱり今度、農業委員会としても、国等に要請しても、そこら辺の無断転用できんごたつ罰則規定をやっぱり設ける必要があると私は思います。そうしないと、今後こういった問題が必ず出てくる可能性もありますので、そこら辺の農地法改正を、罰則規定を設けるような法律をつくって、国にも要請してあいせんばいかんと私は思っております。

私が今、時間も余りないんですけれども、いろいろ言いましたけれども、私は今の政府に言いたいのは、弱いものいじめ、弱いもの的な政策だけじゃなくて、夢と希望を与えるような農業政策に取り組んでほしいと私は思っております。それで、地方行政の皆さんもそこら辺をよう十分知っていただいた上で、今後の農業の活性化のために行政の皆さん方も力をかしていただきたいと思っております。

今後とも、きょうは私の独断的な話ばかりやったんですけれども、私の質問はこれで終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○武富 久議長

これで2番大隈君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時59分 休憩

午前10時10分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

3番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。3番井上君。

○井上敏文議員

3番井上敏文でございます。ただいま議長からの登壇の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

先ほどの一般質問のやりとりの中で、国政レベルの農政、大きな話のやりとりがあったわ

けですけど、私はスケールは小さいんですけど、町内の課題について質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1点目です。町営住宅を核とした上小田地区まちづくり計画の策定をということでございます。

上小田地区の振興については6月議会で質問しましたが、その後、町民から、もう既に町営住宅造成工事が始まり、町道門前～観音下線の道路工事も進んでいる。今、取り組まれている事業の姿がなかなか見えない。今後、上小田地区がどのようになっていくのか、町はどのような計画で進められているのか、このように上小田地区に大型事業が行われるのであれば、上小田地区全体の振興計画が必要ではないかとの声が多く寄せられました。

今、造成されている町営住宅については、9月に建築の設計を委託されており、建物については来年7月に着工し、再来年の9月に完成と聞いております。この町営住宅計画について、先日、配置プランを見せていただきましたが、提出されたプランを見る限り、もう一工夫が必要ではないかと感じました。

まず、団地内の配置計画において、入居者のコミュニティーの場は団地内の人が集まりやすい団地中央に配置したほうが効率的ではないかと思われます。さらに、地域住民と交流しやすいような配置計画、また団地周辺の道路整備計画、工場団地へのアクセス道路の検討をし、町営住宅及び町道門前～観音下線など、それぞれの単体の事業を進めるのではなく、地元説明会でも開いて、上小田地区の住民の声を聞いていくことも大事ではないかと思ひます。

上小田地区に二十数億円の事業を展開するとなれば、この地域全体の振興を図るためのコンセプトを定め——コンセプトというのは概念とか基本方針とかいうことですが——この地域の振興を図るためのコンセプトを定め、上小田地区の全体的なマスタープランをつくって進めていくべきではないかと考えます。

このほか、町営住宅全体の建設計画については、耐用年数が過ぎている岩屋団地、高砂団地、また耐用年数が迫っている上惣団地等の建てかえなど、団地の統合、既存団地の跡地の問題についても、岩屋団地移転のみならず、町営住宅全体の改築、改修の方針を定めた計画を策定して進めるべきと考えます。

一方、上小田地区のソフト事業については、地域おこし協力隊などの活躍もあり、新聞、テレビ等で空き家、空き店舗を活用したまちづくりについて、その取り組みが紹介されております。

このソフト事業について、先日、地方紙の社説にも載っておりましたが、今後はこれをいかに継続していくかが課題であり、今後の市町村の取り組みが注目されるとの記事が載っておりました。

私もこのソフト事業が継続されていくことを望むものですが、これらソフト事業、ハード事業も含めたこれからの上小田地区振興についてのマスタープランを策定し、今後の上小田地区全体のあるべき姿を示すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

井上議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

町営住宅を核とした上小田地区まちづくり計画の策定をということでございますけれども、まず、団地内の配置計画において、入居者のコミュニティの場は団地内の人が集まりやすい団地中央に配置し、地域住民と交流しやすいような計画をということでございますけれども、配置計画につきましては、現在、団地中央を含めて検討をしているところでございます。

次に、町営住宅及び周辺の新設道路計画、工場団地へのアクセス道路等の整備を含めて、上小田地区住民の声を聞いて全体的なマスタープランをつくって進めていくべきではとの御提案でございますが、町営住宅の建設、また道路改良事業、門前～観音下線、また住宅の跡地につきましても企業の誘致を念頭に考えているということで議会のほうにも報告をしておりますし、議員の皆さん方にも十分御理解をいただきたいと思っております。

次に、上小田団地の新築を含め、佐留志、上惣団地の建てかえにつきましても当然考えていかななくてはいけないことではないかと思っております。しかし、現時点では、まず第1に上小田住宅の建てかえを考えており、めどが立てば今後検討していくようにしているところであります。

上小田地区振興委員会は、上小田商店街の活性化、また同地区への定住促進、雇用の場の確保、交流人口の拡大などの課題解決に資する地域再生のための計画の策定や振興を推進するために、空き店舗の有効活用、地域おこし協力隊の活用、また空き家バンク、起業家の発掘、誘致、活性化のためのイベントの開催などに今年度から取り組んでおりまして、その初年度であり、ここ二、三年のうちに地元の方たちを中心に、自分が住んでいる地域をどうやって元気にするのかを検討、実践してほしいと思っております。また、そのような計画がで

できればと期待をしているところでございます。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

ただいま町長のほうから答弁をいただきました。私、これは6月議会でも質問をしております。同じようなことであつたんですが、6月議会の質問を受けて、私も広報を配布しておりますけど、町民の方から、先ほどの冒頭の一般質問でも言いましたけど、上小田地区の今後の計画はどうなっているかと、全体的な計画が必要じゃないかと、議員が言われるのはよくわかるということで私も背中を押されて、またこの12月議会に質問したわけです。

そのとき、6月議会では町営住宅の用地がまだ確定していないといひますか、用地契約が終わっていないというふうなことから、その用地契約が終わってから進めていかなければならないというふうな副町長の答弁をいただいたところであります。現在、用地契約が終わって、既に工事が始まっております。

その中で、先ほど町長も言われましたけど、上小田地区振興委員会でも検討していると、町民の声を聞いているということではありますが、上小田地区振興委員会は主にソフト事業をされていると思うんですね。私が言うのは、後でも出てきますけれども、駅南開発のときに住宅マスタープランというのをつくって、それによってあれだけの整備ができてきたわけね、総合的な計画をつくって。それが基礎となってできたわけです。上小田地区も二十数億円をかけるとすれば、そういったソフト事業、ハード事業も合わせた全体的な計画がぜひ必要と思うんですね。町民の方からも、たくさんそういう声を聞きました。

それで、ちょっと私の提案を言わせていただきたいと思います。これは題目ですけど、町営住宅を核とした上小田地区のまちづくり計画の策定をとということです。（写真を示す）

上小田地区の計画として、まず道路事業があるわけですけど、門前～観音下線というのが既に着工をされております。相原建材のところまで1期工事ということでされております。2期工事をこういうふうにご点線でご書いておりますけど、新屋敷の裏を通過して行くような形で2期工事と、今の計画はそういうふうになっているかと思ひます。

この計画は、SUMCO、工場団地に行く工場アクセス道路ということで計画をされておりますけど、ずっとこの延長を工事するよりは、今度、町営住宅というのがもう工事されております。ここを核としたまちづくりとすれば、門前～観音下線に来て、小田に行く方面の

町道を行って、そして郵便局があります。町営住宅の上のほうは広くされると思いますので、ここの一部とここの一部をすれば、ここが短絡ルートになって、こっちのほうは工場団地に行くのがいいんじゃないかなと思うんですよね。だから、この辺はもう一つ再考をしていただきたいなと思うわけです。将来、これは多久～江北線につなげて、多久方面からの空港アクセス道路、これをこう来て、こうつながれば江北バイパスに乗って江北～芦刈線に行くといった長期的な構想もあるようですけど、これはちょっといつになるかわからないということで、とりあえずは、この道路、この周辺の道路を整備することが上小田地区の発展につながるんじゃないかなと思っているところであります。

それと、提案ですけど、上小田地区には、ここは町営住宅の建設予定地、今、工事をされているところです。この周辺にはこういったいろんな施設があります。先ほど私が提案しましたこの道路ですね。この道路、この何軒かを広くすれば、この道は大変スムーズな風通しのよいといいますか、交通がスムーズに行く道路になるんじゃないかと思います。

この周辺には永林寺保育園があります。永林寺保育園の保護者の方から聞いても、この道路が非常に狭いということで、何とかならないかという問題もあります。そういうふうな声もあります。

それと、ふれあいサロン、サノ・ボヌール、これは佐賀農業生がしている。こういったソフト事業もあります。

それと、町営住宅、小田郵便局の配置も非常に狭いわけですけど、この栄寿荘ですね、ここのお年寄りの方と、永林寺保育園が近くにありますので、この触れ合いの場というようなことも必要じゃないかと思います。

ちょっとこのほうにですね、左端のほうに、まだいろんな課題があると思いますけど、私は上げてみました。町営住宅を核としたまちづくり、1点目、工場団地及び永林寺保育園へのアクセス道路というのは、さっき言いました、この道ですね。2点目に、工場団地の造成ということです。工場団地は、これは以前、6月議会やったですかね、佐藤食品工業がここにあります。今、企業誘致として考えているのは佐藤食品の米飯工場ということで、候補地としてはここが上げられると。その点、この町営住宅を移転してここに持ってくると、移転後はここを工場団地として考えていきたいというのが答弁されておりました。この辺の全体計画ですね。それと、岩屋団地の跡地計画、これは工場団地も含めてのことです。高齢者、園児の触れ合いの場、これは永林寺保育園があります。そして、栄寿荘とか、高齢者がいら

っしやいます。ここは周辺全部、高齢者が多い地区でありますけど、そういった触れ合いの場というのを考えていかなくちゃならないということです。旧五坑地区の防災対策、先日、新町で火災が発生しましたが、大変危険な状況でありましたが、風が吹かなかったために1軒で済んだと、延焼を免れたということでもあります。

そういった上小田地区にはいろんな要素があります。この辺を全体計画として整理する必要があると思うんですね。いろんな課題を上げて、そして、それをどう対処していくかといった総合的な計画が必要だと私は思うんです。ここの今造成をされているところですね。ここは小田ショッピングセンターです。造成されております。それで、小田郵便局ですね。私が今さっき提案したのは、この道を広くすれば、この先は町営住宅用地となりますので、ここを広げるのはそう難しいものじゃないと思います、町営住宅の一部を利用すれば。それと、その先になりますが、古賀小児科がこっちに見えます。この辺の道を広げて、そしてさらにバスが通れば歩行者も歩けないような状況であります、現在。この先は、今、空き家になっておるんですね。地権者の方の同意も必要ですけど、この空き家を考えて道を広げられたらと思うんですね。ここも空き家になっている。ここは旧重兵衛寿司です。それと、重兵衛寿司の手前、ここまで広がっているんですね。手前は永林寺保育園側です。ここの何軒かを移転していただければ、あるいは解体していただければ、この道は非常にスムーズにあって、アクセス道路、あるいはこの辺の地域の生活道路といっても非常に便利になるんじゃないかと思うんですね。あとちょっとで門前～観音下線の効果も出てくるんじゃないかと思っています。

それと、さっき言いました新町地区が火災があったところですね。これは風が吹いていなかったからいいんですけど、隣は住宅が密集しております。この辺の防災対策も考えていかにゃいけないと思います。

冒頭言いました駅南地区がどうやって今の形をつくっていったかといえば、まず住宅マスタープランを平成7年度に策定して、この住宅マスタープランを策定したことによって道路整備計画が成り立ち、下水道も、当時、田んぼばかりであったのを、その計画によって住宅が建ってきますということで下水道が引かれた。そして、農振除外の基礎資料ともなったということです。それを踏まえ、駅周辺検討委員会というのを立ち上げて、駅南の多目的広場を文化施設にしていこうかという協議をした中で、ネイブルというのが現在ですね。それと、駅の橋上化もここで議論をしたところでもあります。そして、駅南地区まちづくり協議会とい

うのを平成16年度に発足しております。これは駅南地区のゾーニングとか地域の説明会等を開催しております。駅南広場の整備、あるいは準都市計画区域の指定ということで、こういうふうに駅南の今の開発の結果がですね、あのよう隣接町から見れば非常に江北町は発展しているというのは、この住宅マスタープランという基礎があったからこういうようになったと私は思っております。

このまちづくり協議会で、地元の人も代表で入ってもらったわけですけど、各地区に説明会を開いて、そして地権者の了解といいますか、理解を得てきたところでもあります。その地権者の話を聞くと、町の計画はよくわかったということで農地を手放されて宅地化にして、造成すればすぐ住宅が建つといった状況で、非常に環境がいい状況であります。

私はこういった全体的なプランが必要だと思うんですよ。今、進め方を見ていると、単体、単体で進んでいるような気もいたします。検討委員会も、上小田地区振興委員会というのがあります。また、住宅建設については町営住宅運営委員会で検討するというふうに言われております。私はこういうふうなことを提案していきたいと思います。計画は計画として立てられていいと思うんですよ。途中、計画変更というのはあり得ると思います。まず、上小田をどうしていくかというたたき台をソフト事業、ハード事業あわせるところでつくっていくべきだと思いますけど、再度その辺、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

上小田地区の振興計画をつくったらどうかということでございますけれども、もともと今回の事業につきましては、町営住宅をどうするかということから始まって、町営住宅を大規模改修をやるかということから始まって、大規模改修ができずに新築しなくちゃいけないということで、新築をするためには、補助事業の関係上、あと3年以内にしなくちゃいけないと、そういうところから始まっているものでありまして、今回、いろいろな振興計画ができていないということでございますけれども、道路は道路として、まず門前～観音下線という形で、門前につなげるというのが一番先の最初からの計画であったわけです。多久インターから江北バイパスに真っすぐ乗れるような形の計画をする中において、現在1期工事というものを始めているわけでございます、そういう中で、今回、町営住宅を下に持ってきたと。

そしてまた、土地が決まったというところで、上小田地区の振興委員会というものを立ち上げて、地元の人たちがどういうふうな要望を持たれているのかと、地元の人たちの意見を聞きながら今後の小田地区の振興を図っていきたいということで現在まで来ているわけございまして、町営住宅は町営住宅として建設をし、門前～観音下線につきましては計画どおり進んでいるわけですので、その他の点につきましては、本当に先ほど議員が言われたようなルートがいいのか、その辺あたりも上小田の人たちが本当にどう思っているのか。そこを通るとすれば、大型車あたりもそこをずっと通っていくわけですね。そういうものが本当にいいのか。永林寺保育園の前を大型車が通っていくというのが本当にいいのか、その辺は上小田の人たちがどう思われているのか、その辺も実際聞かなくちゃいけないと。

道路が狭いということは十分理解しております、あそこ前は。しかし、あそこを広げるためには、家が右側にも左側にも並んでおりますので、大きな金がかかるわけです。そういう中で、上小田地区の人たちもどう思われているのかと、そういうようなことあたりを検討しながら、やはり今は1期工事をやっておりますので、その上小田地区振興委員会の要望等を聞きながら今後の計画をつくっていかなくちゃいけないと思っているところでございます。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

道路問題について、私が提案した分について検討をしていただくというふうなことであります。

地域の方にも、こういう案を話してみました。非常にいい案といたしますか、こういうようになればいいなというふうなことを地元の方は思っておられますので、地元の方と十分協議をしていただいて、やっていただきたいと思います。今の道が狭い。あれを広げると大型車両が通るから危ないと、こう言われますけど、大型車両は通ります。通りはしますけど、それはそれとして、今よりはいいと思います。道路を広げる計画において歩行者の安全対策も考えていただきたいと思います。

その答弁の中で、町営住宅の全体計画をというようなことを当初に質問しておりました。まず、岩屋団地を移転させてからということでございますけど、岩屋団地からの入居者が大前提でありますけど、64戸の計画と聞いております。岩屋団地は今55戸ですかね。高砂団地からの入居者も、希望者もあるかもわかりません。そういったニーズに合わせて団地内の人

の意見をよく聞いて、そして町営住宅の全体的な計画をつくって岩屋団地の住戸の計画、配置計画を進めるべきではないかと私は思いますけど、その辺のところをもう一回、再度この点について答弁をお願いしたいと思います。

それと、ソフト事業で、今、地域おこし協力隊の人が積極的にやられておられます。そういったのが新聞報道、あるいは福岡局のテレビ等でも紹介されておりました。その中で、ソフト事業の一環として、空き店舗の活用は今されておりますが、空き家再生というようなことで、フィールドワークという形で、11月17日、何班か分かれて現地調査をされております。この現地調査をされた調査結果がどのようになっているのかなと思います。これが2点目ですね。

3点目、もう1つですね、火事の話をしました。防災広場というのをつくられております。防災広場は防災広場として、あれだけの集落が密集している中で必要と思うんですが、昔、防災広場は炭鉱時代の遊園地であったんですよ。遊園地も兼務して、防災的な関係もあったかと思います。小さなプールもありました。この辺をですよ、今度の議案にも上がっておりますが、税制を一部改正することによって防災的な事業に充てたいと、防災広場も整備をしていくということではありますが、今の状況じゃなくて、あそこに遊園地的なですよ、上小田全体を見たときに、あの場所に子供の遊び場として一部遊園地あたりも計画されてもいいんじゃないかなという気がします。そこが中心になって、いろいろな子供のイベントもしてもいいんじゃないかと思います。

そういった上小田地区には現状の課題はいっぱいあると思うんですよ。いっぱいある中で、そういったのも全部課題を抜き出して、そして、それにどうしていくべきかというのを町民の声を聞いて方針を出していくと、10年後、20年後の町の方針を出していくことは行政の大きな仕事だと思うんですよ。こういうのを私は6月議会を踏まえ、さらに今回取り上げてきたところであります。

整理します。

1点目、町営住宅の全体的な計画をつくる必要があると思います。私は岩屋団地じゃなくて、町営住宅全体を今後どうしていくかという計画が必要だと思います。それと、11月17日に行われましたソフト事業のフィールドワークの調査結果が2点目ですね。それと3点目、上小田防災広場、避難場所等、防災関係に利用していくのは必要と思います。そこで子供の遊び場も考えていけたらいいんじゃないかなという私の提案でございます。

以上、3点よろしく申し上げます。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、再質問にお答えをいたしたいと思えます。

1点目の町営住宅の全体的な計画は早くつくったほうがいいんじゃないかということですが、この間、町営住宅運営委員会を開いていただきまして、町営住宅運営委員会の中で高砂の区長さんにも、高砂も将来は建てかえをするような形で計画を進めてまいりますというようなことあたりは申しているわけですが、そういう中で、先ほども言いましたように、今回の住宅の移転というのが本当に急いでやらなくちゃいけないというような形になり、今回の高砂をいつごろからどうするかということまではまだ至っておりませんが、今後の江北町の財政状況、そしてまた国のいろんな景気の状態等を見ながら、高砂団地、そしてまた将来的には上惣団地のほうも建てかえなくちゃいけない時期が来ると思えますので、その辺の計画は今後の問題として計画を立てていきたいと思っているところでございます。

それから、空き店舗等の結果等につきましては、担当課のほうから報告をさせたいと思えます。

それから、防災広場に遊園地等をつくったらどうかということだと思えますけれども、その辺のことにつきましては、せっかく上小田地区振興委員会があるわけですので、その辺の意見を聞きながらやっていきたいと思っているところでございます。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

井上議員の再質問にお答えしたいと思います。

フィールドワークは、確かに11月17日日曜日の午前中に行われております。これにつきましては、地元から9名、振興委員会から6名、あと座談会のほうから15名ということで、合計31名の参加をいただいております。その中で、調査というか、フィールドワークということで、上小田地区の状況がどうなっているのかということで、観音下、石原、新町の3地区を回っております。その中で、約57戸の空き家等につきまして、この空き家等がどういった

ふうな状況で今後活用ができるのかなということを含めて皆さんに考えてもらう機会ということで行ったものであります。将来的には、所有者の賛同が得られれば、空き家バンクへの登録とか、それとか起業家の発掘、誘致、定住促進ということにつなげていければと思います。

その中で意見があった分につきましては担当のほうで持っておりますけれども、古い町並みには古い町並みの魅力があるということで、取り壊すだけじゃないということで、外のまちから見たときには古い空き家もそれなりの魅力があるということ等の意見もございました。また、住民の方からは、畑があいとるばってんが、できたらばそういったふうな畑も使ってもらってよかけんが、そういったふうなことも将来的には考えてみらんですかといった意見等もございました。

結果については、取りまとめ等は行っておりません。よければ、また、きょう議会終了後でも総務企画課のほうに寄ってもらえれば、こんな意見が出たというぐらいの散文的なもの、箇条書きのものはあります。

以上です。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

フィールドワークをされて、57戸が今後活用できるんじゃないかというふうな調査結果。この狙いというのは、定住促進を図っていくというようなことだと思います。ただ、町外の人を呼び込むとしたときに、ただ家だけではですね、家がありますよだけではいけないと思うんですよね。やはり周辺の環境がどうであるかというのが入居者にとっては、家を買われる人にとっては大変大事なことと思うので、生活環境が大事だと思うんですよね。

駅南がなぜあれだけの、農地を宅地造成すれば、分譲が始まってすぐ売り切れるかと、完売するかというのは、やはり生活条件があそこは整っているからだと思うんですよね。学校が近い、駅は近い、交通の便はいい、幼稚園、保育園ある、病院もある、そういうようなことで、いろんな条件がそろって、生活する上でそこは便利だということで、すぐ住宅を買われているというふうな状況だと思います。これを小田地区に見方を変えてきた場合、住宅があいておりますよということで、どうですかといっても、やはり生活環境といえますか、生活する上での環境を現状はどうであるかというのを整理しておく必要があると思うんです。

よね。小田地区が将来どうなるかというのも、この辺で議論をしていかないといけないと思うんですね。そういうことからして、全体的な江北町の、上小田地区の総合的な計画が必要ではないかと私は訴えているところであります。

次の質問がありますので、長くなるといけません、私が言いたいのは、上小田地区ですね、江北町の課題を見たときに、駅南地区は既に整備済みであります。問題が残っているのは上小田地区。上小田地区を今後どうしていくかというのは、江北町の町政にとって大きな課題だと思うんですね。これを10年後、20年後の方針を定めていくというのは、私は江北町の将来の姿にとってぜひ必要と思いますので、この分については計画を、上小田地区振興のマスタープランをつくっていただきたいと思います。

もう1つ、整備計画として、町営住宅の整備計画についても、今、町営住宅運営委員会で議論をされておりますけど、それも早急に検討され、また計画を練られて、行政と一体となって進めていただきたいと思います。この分についても計画が必要と思います。

それと、さっき空き家関係のこと、空き家活用を言われておりましたけど、空き家活用についても、呼び込むとなれば、そういった総合的な計画が必要だと私は思います。町長、これに対して何か意見ありますか。

○武富 久議長

答弁を求めます。山中副町長。簡潔にね。

○副町長（山中秀夫）

井上議員の質問にお答えします。

町営住宅の件ですけれども、町営住宅は、運営については町長が運営委員会等に諮問をしてというようなことで、一番初めから改修時点で協議をする必要があったということで、今になって協議等がある程度こっちのほうでして行って、わかった部分で対応しているというところがございます。

それから、何というですかね、駅南の住宅マスタープランについては、御存じのように、平成7年にできたというんですけれども、実際は平成五、六年から駅南のところについては鉾害復旧が済んでどうしようかということでしたわけですね。それで、あそこは何もなかったところで、道路をどういうふうにつくるかということで、都市計画等も含めて、いろんなことで計画をされていたと思います。それで、公社等で買収をして、町でどうかしないかというようなことでありましたけれども、町も金がないというようなことから、民間で開

発をしていこうとって、それが住宅マスタープランに合ったような形になっていったということですが、小田地区につきましては既存の建物等いろいろありまして、非常にその辺が難しいというようなことから、青写真をつくらせと言われても、前回のときには、岩屋住宅を建てかえるときには、防災広場については、あそこに建てかえをするということで井上議員がいるときは計画をされていると。そういうようなことで、時と場合によっていろいろ変わってくるわけですね。ですから、とりあえずは町営住宅をつくって、周りの状況を見ながら、道路をどのようにつくった方がいいのかとか、その辺のことも含め、そしてまた上小田地区振興委員会については、小田地区には、地域の方がもっと頑張ってもらいたいということから地域おこし協力隊とか、いろんな方に協力をしていただいて、どうしたらいいかということを探っているわけですね。ですから、青写真をつくってとかどうしてとかいうことじゃなくて、地域の方がどうしたら小田地区が発展するかということを考えてもらわないと、あくまでも3年間の、何というですか、地域おこし協力隊が計画していますけれども、地域の方が何も動かなかつたら先には進まないと思うんですね。ですから、町がどうするかじゃなくて、地域の方が何をやるか、どうしたいかということを確認に打ち出しをしてもらって、そっちのほうからでも青写真といいますか、地域の方から出してほしいと。そしたら、町としては、それに対しての答えはいろんなことについて手を差し伸べるといいますかね、ちょっと失礼ですが、そういうような考え方は十分にあります。

それで、ちょっと長くなりましたけど、井上議員の青写真と私たちが考えている青写真は若干ですね、何というですか、つくった方がいいとかじゃなくて、ある程度町営住宅ができてから対応はしていくということで、防災広場の件も道のほうも全部含めて考えておりますので、その辺はそのときに来たらまた説明したいと思います。

○武富 久議長

3番井上君。もう次に行ってください。時間内でまとめてください。

○井上敏文議員

時間も押し迫っております。時間内にはまとめますので、よろしくお願ひします。

この上小田地区については、議会も今後どうなるかというのを注目しております。こういった計画は私は必要だと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

それと、次に行きます。

次、2番目、鳴江河畔公園の一部をパークゴルフ場として利用できないかということです。

今や、どこでも気軽にできるスポーツとしてグラウンドゴルフに人気が集まっております。我が町でもゲートボール人口を抜き、グラウンドゴルフ人口が一番多いのではないかと思います。このグラウンドゴルフに似た気軽にできる軽スポーツとして、パークゴルフというのがあります。そこで、鳴江河畔公園を有効利用するためにも、この一部をパークゴルフ場として利用できないか、提案いたします。

そもそもこのパークゴルフというのは、1983年、北海道幕別町の教育委員会で始まり、現在、全国に会員が120万人いるとも言われております。このパークゴルフは、小さなお子さんも、若い人も、年配の方も、誰もが一緒に気軽に楽しめるスポーツであります。このパークゴルフの競技要領は、一本のクラブを使い、直径6センチメートルのボールを20センチメートルのカップに入れるまでのボールを打った打数ですね、打つ数で競い、1コース9ホールをパー33打でプレーするスポーツです。県内でのパークゴルフ場は、武雄市山内町と、最近では嘉瀬川ダム河畔の神水川パークゴルフ場がことしの7月にオープンしております。また、鳴江河畔公園に類似しているのが武雄市高橋排水機場に隣接している高橋自然観察公園が現在パークゴルフ場としても利用されております。地域の方が定期的に月例会という大会も開催されております。

本町の鳴江河畔公園は、これまで管理が十分にできていないとの声が多々あり、議会でもこの問題は取り上げられてきました。この公園の利用者がふえれば、管理の仕方も変わってくるのではないかと思います。また、この公園の惣領分川を挟んだ西側のほうはほとんど利用されておらず、ここをうまく利用できないかと考えるものであります。パークゴルフ場の設営には、そう金がかかるものではないと思いますし、鳴江河畔公園を多目的に有効活用を図るためにも、ここをパークゴルフ場としても利用できるようにしたらいかがでしょうか。

本町では、健康志向型のクラブを目指す総合型地域スポーツクラブとして、がばい余暇クラブが平成23年度に発足し、現在、いろんなサークル活動をされております。その活動の一環としてパークゴルフの講習会、またはサークル教室でも開きながら愛好者をふやし、年1回でも町内大会が開かれるようになればと思います。

町民の健康づくり、仲間づくり、生きがいをづくりを目指し、町民の触れ合いの場として鳴江河畔公園をパークゴルフ場に利用していくことを提案いたします。町長の所見をお聞かせ願いたいと思います。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、鳴江河畔公園の一部をパークゴルフ場として利用できないかということですが、議員も御承知のとおり、ここは県の河川である惣領分川の河川敷であり、過去に河畔公園の整備ということで芝を張っているところでもあります。現在、年に3回の除草を行っておりますが、それでも十分な管理ができていないのが事実であります。

町としては、現在普及しているグラウンドゴルフやゲートボール等のスポーツを振興していきたいと思っておりますので、パークゴルフは競技人口も少なく、今のところ広場として利用しながら維持管理を続けていきたいと思っておりますので、パークゴルフ場としての利用は考えていないというところでございます。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

私はこれはいい提案だと思って、提案したんですけどね。これはいいねと言われるかなと思ったら、ちょっと考えていない。まさにじえじえじえという感じですね。びっくりしました。ああ、そうですか。

パークゴルフ場というのは、パークゴルフとはどういうもんかというのをちょっと写真を撮ってきましたので、要領だけ説明させてください。（写真を示す）

これが高橋排水機場ですね。排水機場の向こうに、西側に高橋自然観察公園というのがあります。ここをパークゴルフ場として設営されております。大勢の方がパークゴルフを楽しんでおりました。グラウンドゴルフと違うのは、このホールの中に入れる音がするだご味があるというふうなことを申されておりました。

要領は、ティーグラウンドがあります。ここに球を乗せて、そして打つということです。これが打っている状況ですね。ティーに乗せて打つということです。このクラブはグラウンドゴルフと似たようなものでありますけど、ちょっとこちらのほうがとがっていると思います。この中に入れるということですね。ここの中でコトンと音がします。音がするのが何とも言えないねということでした。

それと、高橋自然観察公園は鳴江河畔公園によく似ておるんですね。擬木があって、向こうが水路であります。こういった感じで、ここを見に行ったとき、ああ、鳴江河畔公園と

よく似ているなど、こういうふうにご利用すればもっと有効利用が図られるんじゃないかなと思って帰ってきたところです。

こういうふうな形で、グリーンの上に乗せて、ここに打つと。穴に入れるということです。この辺の風景もよく鳴江河畔公園に似ているなという気がいたします。ここでもできるからですね、鳴江河畔公園では十分できると思います。

これが高橋自然観察公園です。ここに排水機場がありますけど、排水機場の向こう、西側のほうは自然観察公園となっておりますが、その後、有効利用するためにこの公園を利用してパークゴルフ場を設営して、共有しておるわけですね。

もう1つですね、嘉瀬川ダムの上流、嘉瀬川ダム湖畔の上のほうにこういった神水川パークゴルフ場というのを整備されております。これは5コースあるわけですけど、これは初心者コース、中級コース、上級コースとあります。ここに私も行きました。それで、女性ばかりで気軽にできるスポーツですね。周囲は何もありません。このティーグラウンドとゴルフのカップがあるだけです。これは要領を説明されているところですね。

ここは誰か似たような、見たことがあるような人が映っておりますけど、この議場内におられますが、この方たちの意見を聞くと、これはいいねということでした。非常に楽しいスポーツです。この中に入れるということですね。

それで、これを鳴江河畔公園でどう生かしていくかとしたときに、私なりのコースをつくってみました。私は現地を見ております。こういうふうになれば9ホールできます。延長が大体、山内町は370メートル、神水川パークゴルフ場は400メートル前後ですね、460メートルとかあります。ここは460メートルあり、400メートル以上は優にとれます。ここを一回使ってみられたらと思うんですよ。ここはもうほとんど利用されてはおりません。たまにゴルフの練習に来ている人がおるんですね。ゴルフの素振りしてはいけませんというものの、しております。じゃなくて、こういうふうにご利用すれば、ここの管理もうまくいくと思うんですよ。これをなぜ使えないのかというのが私は理解に苦しむんですよ。

本町はスポーツの町宣言をしておりますので、こういったスポーツに取り組むことは私はいいいことだと思います。これをしていくのに、先ほども言いました町民総健康といえ健康づくりにもなるし、医療費の削減にもつながっていくんじゃないかと思います。そういったがばい余暇クラブで利用しながら、まずはここの遊休地の利用を図っていくと。この利用をしていくことによって、管理もまた変わってくるんじゃないかと思うんですよ。

その辺のところ、私もほかの町民の方とも神水川のほうに行きました。ああ、これはいいねと、鳴江にできれば利用するよというふうなことを言われました。ここをこうしますというのに、町民の方が反対するとは思えないんですよ。金もかからない、健康的で楽しいスポーツ。これから高齢化社会に向かうときに、グラウンドゴルフばかりじゃなくて、これもやってみようかという人が多くなってくるかと思います。ここを使って行って、楽しい町民の触れ合いの場としていくことに何か問題があるんでしょうかね。ここを私は使っていくべきだと思います。この辺は前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

この鳴江河畔公園の河川敷をパークゴルフ場にとすることは、十何年前に提案があったわけですね。そのときに一応検討をいたしました。そういう中で、県の河川ですので、上と相談をしながら、グラウンドゴルフは何も要らないわけですが、やはりパークゴルフ場というのほどこにでも木が植わっていたりバンカーがあったり、そういうふうなものをつくりながらパークゴルフ場というのがあるわけですが、河川敷ということで、それができないということで断念をされた経緯があるようでございます。

そういう中で、今、グラウンドゴルフが本当に全盛と申しますか、多くの皆さん方がグラウンドゴルフをされております。老人会あたりでも、先日、雨で中止になりましたけれども、メンバーは1,000人ぐらいの老人の方が小学校のグラウンドでグラウンドゴルフ大会をやるというような形で、まさにそこが普及をしておりますので、今さらパークゴルフ場を無理してつくらなくてもグラウンドゴルフで十分間に合うんじゃないかと。グラウンドゴルフとほとんど変わらないというのが、ただ途中で木が植わっていたりバンカーがあったりというところでちょっと違うだけで、私も何回かパークゴルフをしたことがありますけれども、そういうことで、一応一回つくりたいと思ったときもありましたけれども、できなかったというのが現状であります。

○武富 久議長

まだありますか。3番井上君。

○井上敏文議員

もうちょっと時間がありますので。そうですね、これは町長、町民の方にいろいろ聞かれてもいいかなと思うんですけどね。（「できないと言われましたと言っています」と呼ぶ者あり）ああ、そうなんですか。（「木とかバンカーというのは」と呼ぶ者あり）

神水川は木はなかったですね。必ずしもそういうふうなどをつくらなければならないんですよ。現状に合わせてコースをつくって、何打で入れるかというのを競うプレーであります。ルールも簡単です。もう親しみやすいスポーツであります。

私も何回も言うんですけど、鳴江河畔公園、このままでいいのかと思うんですよ。何らかの有効利用を図るためには、こういったのも考える余地があるんじゃないかと思うんですけどね。私も数多く町民の方の意見を聞きましたが、ああ、いいですねという人がほとんどです。

まず、できるかできないかというよりは、やるかやらないかと前の6月議会である議員が言っておりましたが、ちょっとやってみてどうでしょうかねというのが提案でございます。

教育委員会も、ちょっとソフト事業になると、プレーとなると、パークゴルフはどのようなのか、これが鳴江河畔公園に当てはまるのか、不向きなのかというのも、やはりほかの事例を見に行かれて、そして、なるべく江北町民が楽しんで集える場、そういうことに屋外に出ることによって高齢者の方の健康づくりにもなると思うんですよ。これは検討すべき、できるかできないかよりも、まずちょっと動いてみると、どういうもんかというのを検討してみる必要があると思います。私はそういうふうに思います。一回視察でも行ってみられて、プレーをされてみたら楽しいですよ。グラウンドゴルフをされている人と一緒に行きましたけど、グラウンドゴルフもいいけど、これもいいねと、コトンと音がするのが何とも言えないということでもあります。本物のゴルフと同じですよ、コトッと音がするのが。

そういうことで、私は鳴江河畔公園はこのままでいいのかということからパークゴルフ場としての検討を提案して、終わりたいと思います。

終わります。

○武富 久議長

3番井上君の一般質問はこれで終わります。

続きまして、4番坂井正隆君の発言を許可いたします。御登壇願います。4番坂井君。

○坂井正隆議員

それでは、私の一般質問を行います。

質問を行う前に、私の1問目の質問については大隈議員の一般質問と重複するところがあるかと思いますが、答弁はそれにこだわらず、変わった方向での答弁をいただければと思っております。同じであれば私の質問も余り意味がありませんので、その辺をお含みおきいただいて、通告に従って質問をいたします。

25年産稲作についてということで、今年の稲作については、県内の作況指数は100を超えておりました。ところが、猛暑が大変長く続き、秋がないまま冬へと季節が変わってきました。こういう状況の中、8月21日、県下にウンカ大発生注意報が発令をされました。この情報を受け、農家の方々はこぞって駆除をされたわけですが、この駆除剤は安全・安心な農薬というふうなことで、大量発生したウンカにはその効果は少なく、何回も何回も散布されるうち、ついには農薬の在庫がないというふうな事態にもなったわけです。

ウンカは毎年少しは発生をしております。このたび一晩で圃場を白くしたというふうな、これまでに経験したことのない被害をもたらしたと思います。最終的な作況指数は先ほど93というふうなことで言われましたけれども、作況はともあれ、何回も何回も駆除を余儀なくされ、その農薬代金は大きな負担となっております。農家にとって、ことしは自然災害と考えるわけです。

江北町の基幹産業である農業を、こういう事態のとき農家に対してどう対処するのか、町としての考えをお伺いいたします。

○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、坂井議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

平成25年産稲作についてということでございますけれども、この件につきましては、先ほど大隈議員の御質問にもありましたように、それと違う答えをと言われても、同じ答えしか言えないというのが現状でありまして、近年にないウンカ被害を受けておりまして、被害に遭われた農家は、本当にたび重なる農薬の散布による経費の加算など、厳しいとは存じますが、経費の助成というのはやはり平等性に欠けるということで、町としては考えておりません。

今後は、やはり先ほども言いましたように、農業技術防除センターなどによる情報、農協や、そしてまた農業改良普及センターあたりと検討しながら、来年度以降、少なくなるよう

にしていきたいと思っております。

そういう中で、先ほども少し言いましたけれども、町村会、市長会によって今県のほうに、まだ提出まではできておりませんが、案だけはできております。案ができていて、市長会長と町村会長の時間も合わせて要望に行くということでございますけれども、そういう中で、今般の被害に対する再生産力の確保及び今後の被害防止のため、以下の点の措置を講じてくださいということで、1つは、壊滅的被害に対する再生産力確保に向けた緊急の財政措置をお願いしますというのと、2つ目が、被害の発生の抑制、また拡大防止に向けた薬剤の研究、防除技術指導徹底及び情報連絡体制の充実強化を図ってくださいという2項目にわたって県への要望をするようにいたしております。そして、県がどのような回答を寄せるか、その辺を見ながら検討していきたいと思っております。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

ウンカ被害の写真を撮ってきておりますので、これを見ながら再質問をしたいと思っております。農業に対しては多くの補助事業はあるわけですが、ことしのような病害虫被害については、それが無いということですが、ことしのように、これまで経験したことのないウンカ被害については、JAでも何らかの対応を考えておるというふうなことではございます。町としても、関係機関と連携を密にして再度検討していただきたいと思っております。

以前にジャンボタニシの被害が出たときには、ジャンボタニシに対する駆除剤については補助があったと思っております。時々、行政のほうからは前例がありませんという答弁がよくあるわけですが、前例があるわけですから、ぜひ検討をして考えていただきたいと思っておりますが、再答弁をお願いいたします。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、再質問にお答えをいたしたいと思っておりますけれども、何とか町としての補助体制をとってございますけれども、県下の各市町の状況を見ても、今回、このトビロウンカの被害に対する助成というものは、どこの市町もやっているところはありません。しかし、被害が大きいということで、市長会、町村会のほうから今要望を県に出してい

るわけですがけれども、そういう中で、本当に出された方、一番救済できるというのは共済制度があるわけですがけれども、ほとんど共済制度にもかかる人は少ないと言われるぐらいの本当の被害ではなかったかと。しかし、トビイロウンカの被害としては本当に大きな被害ではあったわけですがけれども、共済制度にかかる人も幾らかはあるようですけれども、一番の手だては、やはり共済制度で救ってもらえるというのが、農家にもそういうふうな保険がありますので、そういうようなものを掛けていらっしゃるところはそれで救済ができればと思っております。しかしながら、県下の動向を見ながら、県の動向を見ながら、町としてできる分については考えていかなくちゃいけないと思っておりますのでございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

先ほど市長会、町村会として県のほうに要望を出したというふうなことでございますけれども、この要望によって、例えば、要望が通って県が何らかの対応をするというふうなことであれば、町としても何らかの補助ができるのか、できるというふうな検討がされるのか、その辺、再度お願いいたします。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

県のこちらからの要望に対して、いつごろ回答が出るのかわかりませんが、回答次第ですね、県の回答というのは、よく県が3分の2出すから町が3分の1出しなさいとか、そういうふうな回答あたりが来るときがあるわけですがけれども、そういう回答が来たときには、当然、町は3分の1を出していくと。例えばですね。そういうようなことはできると思いますけれども、今、ここで町がどうしますということは今のところ考えておりませんので、その辺は御理解をお願いいたしますと思います。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

ジャンボタニシの場合は補助が出たわけですがけれども、ジャンボタニシのときはどういう理由で補助を出されたのかですね。被害については、同じ稲の被害でございます。そういう

ことで、そのときはそれなりの理由があつてジャンボタニシの補助をされたと思いますので、その補助の理由はどういうふうな理由で補助をされたのかですね、再度。

○武富 久議長

川久保産業課長、答弁を求めます。

○産業課長（川久保義文）

私もその当時は在籍しておつたかどうか、ちょっと定かではございませんけれども、ジャンボタニシがふえないようにというふうなことで、今、スクミノンというふうな農薬がありますけれども、それに、その代価ぐらいの補助をしていたんじゃないかならうかと思ひます。

ただ、農地・水が19年度から動き出しました。19年度からは農地・水のほうでというふうなことで切りかえて、農地・水のほうで助成というふうな形に変わってきたのではないかと思ひます。

以上でございます。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

私がちょっとはつきりは100%覚えておりませんが、ジャンボタニシは、そのジャンボタニシが川に落ちることによって、そしてまたそれが古川につながることによってジャンボタニシの被害が全町的に広がっていくと。そういう中で、これを何とか食い止めなくちゃいけないということで、やはりこれは人海戦術しかない。人海戦術をするために、やはり幾らかの手当を出して人海戦術をしていただくということで、その補助があつたと思ひます。

そういう中で、今回のトビイロウンカの件につきましては、もう既に終わっているわけですね。来年度以降のトビイロウンカに対して薬剤の研究をしていただくとか、そういうふうな中での検討は今後やっていかななくちゃいけないと思ひますけれども、ジャンボタニシと今回のトビイロウンカについては幾らか性質が違ふと思ひますので、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

○武富 久議長

まだ行きますか。4番坂井君。

○坂井正隆議員

ジャンボタニシとトビイロウンカは、ほうていくか飛ぶか、その差はあるかと思ひます

けれども、これから先のことを町長は今答弁されましたけれども、これまで行政のほうからは、農業推進委員さんというふうなことで事例を出されておると思います。片やJAでは生産組合長というふうなことで、同じかなとは思いますが、行政が出す分とJAが出す分と幾らか呼び名が変わっておりますけれども、こういう事態がまずは発生をせんとわからんことが多々ございますので、発生したときには、JAの一回だけの生産組合長会だけでなく、行政としても農業推進委員というふうなことで委嘱状を交付されておるわけですから、その辺はやっぱり行政の指導をしていただきながら、やっぱり予防に対しても、農家の人にもある意味、モチベーションを行政としても与えることが必要だと思います。ここはおどんたちも一生懸命頑張って駆除をせんばいかんのというふうなことも、一斉防除をせんばいかんねというふうなことをやっぱり行政として農家の皆さんにモチベーションを、動機づけをしていただきたいと思いますと思うところでございます。その辺はどうでしょうか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

再質問にお答えいたしますけれども、今、議員が言われるように、もう少し農業推進委員さんの会合等をふやして徹底をしなくちゃいけなかったというのは議員が言われるとおりでないかと思っておりますので、今後そのような形で対策をもっととっていきたいと思っております。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

いろいろ答弁をいただきましたけれども、補助をするよという回答がなかったわけですが、江北町の農業は基幹産業というふうなことで、いろんな資料にも、江北町の宣伝冊子にも書いてあります。今の答弁によると、この「きかん」は、言うことを聞かんの「きかん」じゃなかかというふうな感じもするわけです。ひとつこれからはですね、町長も県に要望したということですので、強く要望をして、農家の皆さんの期待に応えられるよう努力をしていただきたいと思います。

それと、ちょっと時間があるようですので、関連で、議員の皆さん方に議会資料として配付をされておりますけど、5分ほどでいいですから、ここでその説明をしていただければ、

また私の質問ももう少しできるかなと思うところがございます。5分ほどで。

○武富 久議長

答弁を求めます。川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

今の再質問の中で御指摘を受けました。議会資料として提出をしております。その資料に基づきまして若干の説明をいたしたいと思っております。

この資料につきましては、杵島地区農業共済組合のデータをもとに表にしたものでございます。平成25年産の水稲ウンカ被害集計表というようなこととございます。大字別調書と、それから品質別調書というようなことで2つに分けて作成をしております。

6大字ございまして、作付面積につきましては652町8反9畝というようなこととございます。それで、右のほうにウンカ被害の減収対象、減収対象外というのがございますけれども、計の74町2反5畝とあります。これが、74町2反5畝が被害申し出面積というようなこととございます。それで、実際に減収があったのが減収対象の面積62.26ヘクタールと。減収対象外というのが、被害申し出はしたものの対象外やったというようなこととございます。

ちなみに、被害率につきましては11.4%というようなことで、その右がその他被害、これはモンガレ等、それともう1点、夢しずくがですね、被害ということではなかったとですけども、高温障害による減収というようなことで記載をさせていただいております。合計が97.88というようなこととございます。それから、下のほうですけども、これは品種別というようなことで、ごらんになればわかりますように、さがびよりのほうが20.9%というようなことで一番最高でございました。

ちなみに、佐賀新聞にも載ってございましたけれども、隣町の白石町においては、さほど出ていなかったというようなこととありましたけれども、現在、白石が5,500町ぐらいございます。そのうち1割ですね、550町ぐらいはウンカ被害があったというようなことを聞いております。

以上でございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

答弁は要りませんが、ウンカ被害の中で夢しずくの数字が出ておりますけれども、

夢しづくについては、減収という格好で、実際は共済に届けないままの減収というのがかなりあるそうです。

そういうことで、担当課長も何とかせんばいかんえという考えがあれば、救える方向で検討ができるのかなと思います。やはりもうがんさるもんやというふうなことで資料をつくれればけん、何とかしてやらんばいかんねというふうなことで資料もつくれば何とかできるんじゃないかなと、私はこう思うところでございますが、着眼点もその辺に置きながら、今後検討をしていただきたいと思います。

○武富 久議長

次に行ってください。4番坂井君。

○坂井正隆議員

それでは、次の道路の維持管理について。

道路の維持管理については、そのパトロール、あるいは区長、町民の方々の情報を受けて補修等がなされております。

私が聞きたいのは、雨の日、もしくは雨上がりの後のパトロールはしているのか。というのは、道路に併設された歩道、通学路との間にできたわだちに水たまりができているところが町道、国道等に見受けられます。（写真を示す）これはその一部の写真でございますが、この水たまりができてところに子供たちが通学しているときに、車が注意して通ればそうではないんですが、やはり不届きなドライバーもおりますので、子供たちに水しぶきがかかり、冬は特に冷たい思いをさせます。こういうことがないよう、早急な対応をしてもらいたいと思いますが、答弁をお願いします。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、道路の維持管理についてということでお答えをいたしたいと思います。

道路の維持管理につきましては、雨の日や雨上がり後のパトロールはしているのかということですが、補修等につきましては、議員が言われたように、なかなかパトロールが少なく、区長さんや町民の方からの連絡等で対応をしております。本来ならば町でパトロールをして、舗装の劣化や、わだち、水たまり、交通安全施設等の破損等に対して対応をしていかなければいけません。しかし、実際パトロールが十分できていないというのが現状で

はなかったかと思っております。

今後は、定期的なパトロールを含めて、私もよく歩きますので、歩きながら、目立ったところはいつも担当課に言っているわけですが、こういうものを職員全体が自分の周りを見ながら、気づいたときには担当課に報告をするというような体制をやっぱり職員の中にもつくっていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういう形で維持管理に努めていきたいと思っておりますのでございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

今、町長の答弁の中に、職員というふうな話も出たわけですが、私は役場は町のシンクタンクと思うわけです。ここで働く職員、地域ではいろいろな活躍をしていただいていると思います。道路維持については、ふぐあいな箇所等については、通勤の行き帰り等でも関心があれば見つけることができ、迅速な対応ができるんじゃないかならうかと私は考えます。これも町民の負託に応える一部と思うわけですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

今、議員からの再質問ですが、先ほど言いましたように、やはり職員が率先してやっつけていかなくちゃいけないと。自分の課以外のことは、なかなか目についても担当課に言わない、報告があっていないというのが現状ではないかと思えます。そういう中で、職員が気づいたときには担当課に報告するなり、またメールで送るなりして知らせていくと、そうすることが早い維持管理につながっていくのではないかと思いますので、今後そういう形をとるように、朝礼や、そしてまたインフォメーション等で指示をしていきたいと思っておりますのでございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

今後、雨降りのときとかにパトロールをしていただき、特に子供たちが通るようなところについては維持管理の予算があれば早急な対応をしていただきたいと思います。

それと、町内、下水道工事が着々と完了をしているわけですが、下水道工事が終わって管理係に移管になるのは、いつの時点で移管になるのか、その辺をお伺いいたします。

○武富 久議長

谷口環境課長、答弁を求めます。

○環境課長（谷口 学）

坂井議員の再質問にお答えいたします。

下水道事業が終わるのが、大体27年度で終わる予定ですので、その後、建設課長のほうと打ち合わせをして協議をしてみたいと思います。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

27年度で終わってからということですけど、現在、もう建設課のほうに移管をされているところはないんですかね。

○武富 久議長

柴田建設課長、答弁を求めます。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の下水道工事後の建設課への管理の移管ということでございますけれども、それについては、まず下水道のほうで1年間の仮舗装ということで、その後、1年後に本舗装ということで全体が舗装をされます。その時点で建設課のほうで維持管理をやっているところでございます。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

わかりました。

それでは、維持管理については、私が今質問をした分、それから、これは老人福祉センターの西側でございますが、できれば早急にしていきたいと思っております。

○武富 久議長

次、行ってください。4 番坂井君。

○坂井正隆議員

それでは、白木パノラマ孔園に防犯カメラの設置をということで、白木パノラマ孔園は開園以来、町内外から多くの方々が多様な方法で利用されております。親子連れで遊びに来られる方も多く、今、全国各地でさまざまな事件が多発をしております。

私が言いたいのは、何かが起こる前に何かができないかというふうな観点から、安全で安心して遊べる公園、白木パノラマ孔園に防犯カメラの設置を考えられないか。短いですけど、町長の考えを質問いたします。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、白木パノラマ孔園に防犯カメラの設置をということでございます。

本当に全国各地でいろいろな事件等があるわけでございますけれども、江北町も防犯対策として、任意団体のビッキー隊というのが編成をされておりますけれども、その人たちも月に3回の木曜日の夜に町内の巡回を行っておりまして、その中で白木パノラマ孔園も巡回の範囲に入っております。また、警察もランダム的に警らを行っていると聞いていますところでございますが、議員が先ほど何か起こる前に何かできないかということで、防犯カメラの設置ができないかとの質問ですけれども、町としても、あそこはやはり町民ばかりではなく、多くの町外の方々からも来ていただいているところでありまして、本当に何か起きない前に対策をしたらということでございますので、警察やビッキー隊と協議をして、設置をする方向で検討したいと思っております。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

最後の質問で、いい答弁をいただいたわけですが、白木パノラマ孔園については、指定管理者制度を導入されて以来、非常にきれいに管理をされていると思います。そういうことで、これからも来園者がふえるかなということに期待をしております。

もう1つ、これは突然のお伺いで、答えられなければ後でいいんですが、白木パノラマ孔園の昨年の利用者人員が把握できておれば、できていなければ後でも結構です。

○武富 久議長

川久保産業課長、答弁を求めます。

○産業課長（川久保義文）

坂井議員の再質問でございますけれども、白木パノラマ孔園の24年度の入場者というようなことでございます。

昨年在3,554名の方が入場されております。それで、ピーク時が7月から8月の約1,800人程度が入場されていると。ことしが、上半期ですけれども、4月から9月まで2,230人の入場者があっております。

以上、報告いたします。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

どうもありがとうございました。

町長の答弁の中に、検討しますということですがけれども、大体検討期間というのはどのくらい、3月議会で一般質問をして、しますよというふうな答えが出る時期がいつなのか、今ここで答弁ができれば。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

設置する方向で検討しますと言いました。今、設置するならばどこに設置したほうがいいのか、その辺あたりも警察やビッキー隊の方々も警らをしていただいておりますので、どこが一番効果的なのかということで、3月の補正予算に出るかどうかはわかりませんが、少なくとも当初予算には予算をつけたと思っているところでございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

それでは、答弁としては、いい答弁をいただきましたので、私の一般質問はこれで終わります。

○武富 久議長

4番坂井君の一般質問はこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1 時30分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

午前中に引き続き、5番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。5番池田君。

○池田和幸議員

5番池田和幸でございます。今回は初めてのパソコンによる写真を皆さんに見ていただきながらの説明となりますので、ちょっと時間的な余裕を持つために1問という形にさせていただきました。

それでは、通告に従いまして質問したいと思います。

門前～畑川線（石原－観音下間）の今後は。

門前～畑川線は全長約2.3キロで、この間に石原－観音下間が約1.6キロぐらいあり、上小田地区の交通のかなめとして活用されています。また、この路線は長崎街道佐賀路としても知られ、宿場町小田宿は、その名残を今も残しています。長崎街道は明治14年に国道34号が新設されると廃止されましたが、小田宿の中心部にある馬頭観音は大楠とともに大事に守られています。

平成2年7月にカラーブロック舗装、インターロッキングブロック舗装がこの路線の一部区間で完成となり、上小田地区の活性化対策として施行されたと聞いています。また、小田商店街組合主導による街路灯建設事業で平成4年4月に街路灯が設置され、防犯灯としても小田地区の安全・安心に明るい光を照らしています。

以上のように、この2つの事業は上小田地区の活性化を目的とした対策であり、商店街にも地域の人たちにも安全で住みよい町として長年役立ってきました。石原－観音下間において、狭い箇所が多い道路のため、何か所かの離合場所や拡張された場所は地区からの要望等により設置されてきましたが、いまだに通らぬ箇所となっています。

そこで、質問ですが、①離合場所等が設置された後の要望あたりはなかったのか。あったならば、その解決はどうされたのか。

②交通事故の発生や車の通行量による道路拡張の検討は行われなかったのか。

平成22年度より上小田地区の下水道工事が始まり、石原－観音下間も下水道工事に伴い新

しく道路舗装をすることになり、23年余り親しんできたカラーブロック舗装を撤去して、一般のアスファルト舗装になりました。

そこで、次の質問ですが、①インターロッキングブロック舗装の改修は検討されなかったのですか。以前、建設課の説明では住民の方の意見を伺ってから施行していくと言われていたが。

②改修についての説明会等はなされなかったのですか。

③改修をしないで、アスファルト舗装になった理由は何ですか。

第4次江北町総合計画の第4章「水と緑の快適環境のまちづくり」では、自然環境保全活動の充実の中で「旧長崎街道沿いの適地を歴史景観保全地区として、地区住民の協力を得て景観保全に努め、本町のシンボル地区となるよう整備を図ります」と明記してあり、第5次総合計画では長崎街道のことについて触れていないと思いますが、ここで質問です。

①地区の方々により再建された馬頭観音堂や岩見屋の池園など、歴史ある長崎街道を維持していくことが町としても大切でないかと思いますが、いかがですか。

②経費節減もわかりますが、町のよいところは生かしていくことも大事で、舗装に対しての何らかの工夫をお願いしたい。

現在、町道門前～観音下線道路改築工事が上小田地区への交通の利便性の向上や地域の活性化を図る目的で行われていますが、現在の門前～観音下線は、先ほども述べたように、改良がないままになっています。今回の新線では上小田地区への交通の利便性が上げられていますが、これからもこの区間をどのように捉えていられるのか。道幅も狭いところが多く、また道沿いには空き家となっている箇所もあります。特に、平成27年度には新しい町営住宅もできます。上小田地区の活性化を求められているのであれば、石原～観音下間の今後についての計画、構想の考えを伺いたい。

○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、池田議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

門前～畑川線（石原～観音下間）の今後とはいうことですが、町道門前～畑川線について、まず1番目の離合箇所等を設置された後の要望についてでございますが、観音下～石原間におきまして、これまで5カ所、離合場所の設置をしてきましたが、その後、地元か

らの要望はあっておりません。

2番目の交通事故の発生や車の通行量による道路拡張の検討は行われなかったのかということですが、検討は何回かあったと思っております。しかし、町道門前～観音下線については両側に家屋が連檐しており、この路線を改良するとなれば相当の費用が伴います。現在、この路線については下水道によるアスファルトによる舗装復旧をしているところです。

次に、インターロッキングブロック舗装についてですが、平成23年6月の議会でも西原議員からの御質問がありましたが、そのときには下水道事業による舗装復旧に対して、インターロッキングは地元の方から騒音に対する苦情もあり、アスファルト舗装で施行するということでお答えをいたしました。また、この件について、観音下、石原地区の下水道事業に伴う説明会の折に舗装工事の内容も説明しており、インターロッキングがいいという地元からの要望は何もなかったことから、御理解をいただいているものと思っております。

また、町道門前～観音下線の計画につきましては、上小田地区の利便性や工場団地への道路整備ということで現在進めているところでございます。

石原～観音下間の小田宿街道というものの歴史的景観という形をどのように残していくかというのは、これからの検討課題ではないかと思っております。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

通告に従って出した中で、ちょっと何個か漏れていたというか、今、町長の答弁がなかった分をちょっと言いますけど、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

アスファルトになった理由に関しては、下水道の地元説明会でということですので、説明会はインターロッキングを変えるときの説明会としてはなかったわけですね。ちょっとまずそれを1つですね。下水道の説明会で言われたというのは今わかりましたけれども、舗装をどうするかという説明会はなかったということですね。

それとあと1つ、舗装についての工夫はということで私は通告書に書いていたと思うんですけど、その辺がなかったと思いますけど。

それから、今後についての計画、構想の考えはということで最後に締めくくっていたんですけど、これがちょっとはつきり今の町長の答弁でわからなかったの、ちょっとこの3つを最初にいいでしょうか。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、再質問にお答えをいたします。

インターロッキングの件につきましては、先ほども言いましたように、以前の議会の中でも小田地区のほうは、インターロッキングというのは新宿もあったわけですが、小田地区もやっぱりやかましいと。車が通れば音がするというので苦情があっておりました。そういう中で、次回、下水道をするときには普通の舗装にいたしますということを明言していたつもりでございます。

そういう中で、今回の下水道工事の中で、舗装はインターロッキングじゃなくて普通の舗装ですということは申し上げてきているわけです。そういう中で、インターロッキングが絶対いいという人は誰もいなかったということでございまして、インターロッキングだけで説明会をしたということではありませんけれども、そういうふうな状況でございます。

小田地区の道路の舗装の工夫ということですが、その辺につきましては、今現在、振興委員会等もありますので、そういう中でどういうふうな要望が出てくるのか、そういうふうなものも検討しながらやっていかなくちやいけないと。佐賀市あたりで、かごかきの絵を描かれた道路とかなんとかありますけど、そのあたりがどういうふうなものが検討できるのか、そういうようなものが何か出てくれば検討していきたいと思っております。

それから、最後の振興の計画ということですが、これも午前中の議会でも申し上げましたけれども、上小田地区振興委員会の中でいろいろな案が今後出てくると思っていますので、そういうものを検討しながら振興計画をつくっていきたいと思っております。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

今、町長が言われた中に振興委員会という言葉が3回出てきまして、私も今、上小田地区振興委員会の委員長をしておりますが、非常に私も責任感を感じておりますけれども、ただ、それはこれからのことで、当然、私も一生懸命していかないとはいけませんけれども、やはりインターロッキングをしてほしいという声が上がらなかったのは事実だと思います。石原の公民館には私も参加しましたが、そのときもやはり建設課の説明でそういう話

はありました。ただし、もっと掘り下げて、ある程度長崎街道関係でやっぱり観音下区、石原区一緒になって話をするべきじゃなかったかなというのは私も今反省をしております。

舗装について1つ質問をしますけれども、舗装について私も少し勉強させてもらったんですけれども、現在、観音下区間は通常のアスファルト舗装、石原区間も半分アスファルト舗装を今されていますけれども、舗装には幾つか分類があるようで、その中に車道用景観舗装というのがあります、それにはカラーハイパードレインですかね、今、あそこがそういうふうになっているかわかりませんが、国道34号線ですね。東から西に白石方面と大町方面に行くときにカラー舗装が国道に塗られています。ああいう形も一つの例かと思えますけれども、ほかにもカラスリーエス舗装とかカラートッピング舗装というようなカラーを使った舗装が、今、全国的に目立った動きをされています。

そういう中で、インターロッキングもその舗装の一部だと思いますけれども、こういう車道用景観舗装のコストなどの検討は課のほうでされたかをひとつお願いしたいと思いますけれども。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしますけれども、歩道のといいますか、舗装のいろいろな方法があるということがございますけれども、まずこのインターロッキングをすればどうなるかという計算はしておりますけど、今、大体1,400万円ぐらいかけて舗装をするようにしております。それをインターロッキングにすると大体3.5倍ぐらいの費用がかかるということですが、その他いろいろカラー舗装等もあるかもわかりませんが、そういうような面も幾らかは高くなっていくということで、実際カラー舗装をしたはいいけれども、それで本当に喜んでいただけるのかどうなのかということもありますし、その辺は今後、あそこの線を引いたりなんかするのもありますので、そういうことあたりを検討しながら今後の小田地区の皆さんの要望に応じていきたいと思っておりますのでございます。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

それでは、せっかく写真も撮ってきていますので、ここで路線についてスクリーンを使っ

て確認したいと思います。（写真を示す）

まず、観音下地区から南から北へ写真を撮ってきています。まず、ここが古賀病院の裏手になります。観音下への入り口になりますけれども、非常に見通しが悪くて、ここでも接触事故が何回も起きております。

これが先ほど言われました5カ所のうちの1つですかね。離合場所です。この離合場所も、やはり舗装をされる前は結構でこぼこしていましたので、寄りづらかったんですが、最近新しく舗装をされて、非常に車が飛ばしやすくなって、離合しない人がいるんですよね。結局、これは今後、白線を引かれて、ゼブラゾーンか何か知らないですけれども、何かそういうような形にぜひしてもらいたいと思います。

これはその入り口というか、同じようなところですけども、やはり住民の皆さんの理解がなければ、この離合場所を拡張するのは非常に難しいと思いますけれども、先ほどの説明では、町長の答弁では要望がなかったということがありましたので、これが終わった後、質問したいんですけど、こちらから観音下区さんのほうに要望あたりをされなかったのかなというのをひとつ後でお願いしたいと思います。

これがそれから北のほうに行って、最初の交差点です。前は正面の青い看板のところ建物に建ってましたので、本当に見づらかったです。最近解体されて建物なくなりましたので、見やすいんですけども、ごらんとおり、左から来る車はゾーン的になっていて、ちょっと見づらいと思います。

これが2カ所目の離合する場所ですけども、この辺もやはり短い、ほんの10メートルないぐらいの離合場所となっていますので、それで、その離合場所を抜けたらかなり狭くなっていますので、余計に狭いイメージがあります。

これが離合箇所を過ぎた先ですけども、この先が離合箇所ですけども、当然、民家が出てできません。ただ、こちらのほうがずらっとあいていますので、さっきの話ですけども、この辺の行政のほうからの要望等はできなかったのか、お願いしたいと思います。

これが大楠です。非常に整備をされて、重要文化財というか、町の文化財になっていますので、守っていかないといけないと思います。

これが馬頭観音堂ですね。整備をされまして、毎年、私も祈願祭のほうに参っていますけれども、観音下の地元の皆さんがボランティアで毎年祭りをされています。

これが観音下から西分に向かう道です。通学路と歩道と一緒になっていますので、以前、

私がここを狭いということで質問をしたことがあります。そのときの回答では、検討するという形になったままです。門前～観音下線ができれば、またそのときにも検討するというのでそのときの答弁では言われていましたので、ぜひこれも含めて検討をしてもらいたいと思います。

今、この看板ですかね、これは同じ看板が佐留志地区にもあります。だから、こういう形で学校のほうでされていると思いますので、やはりこの辺も行政としても目を配っていかないといけないと思います。

これは道しるべですね。こうやって観光者の人が長崎街道の小田宿という形で、これを目印に、ちょうどこれがさっきの写真の逆の突き当たりのところの写真です。

こちらが岩見屋の池ですね。これが関川さんの庄屋さんのところですね。ここが前、カラーブロック舗装された資料があったんですけども、この辺に関しても、やっぱり塩田のまちじゃないですけども、あそこもここにカラー舗装で非常に情緒豊かな形で色合いも考えてつくってあります。ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

これが観音下から石原への出口です。非常に狭いですね。ここは前、隣が百武さんですけども、ここのフェンスが曲がるぐらいにぶつかって、大きな事故が起きております。だから、上から来れば下が見えないし、下から行けばいきなり車が出てくるというような形に思いますので、この辺にやっぱり何か注意書きの看板をぜひお願いしたいと思います。

これが石原から北のほうに見た感じですが。ここは直線が若干100メートルぐらいありますので、非常に車が飛ばして、傾斜も若干下り傾斜になっております。

これが前の同じ場所です。やはり先ほどやかましいというか、うるさいというような形で言われましたけれども、私も二十何年、カラー舗装とつき合ってきましたけれども、一回もやかましいというか、うるさいというか、そういったことは思いません。雨の日も水たまりもなく、先ほど別の議員から言われました水たまりではねられたこともありませんし、非常に吸収性はよかったですと思います。

これが逆から見たところですね。

これが石原に入って最初の交差点というか、曲がり角です。こっちのほうに行くと、上区のほうに行きます。街路灯もSUMCOのほうからの提供で、現在もこうやって明かりをとってもらっています。

これが次の交差点の手前です。通告書にも書いていましたとおり、こうやって街路灯によ

って非常に明るい。防犯にもなっているということです。

これが次の4差路ですけれども、ここも今、この南北は舗装されて、東西はこれから舗装になるということです。だから、ここに一時停止がまだ仮の停止線、「とまれ」と書いていないですね。だから、今、非常に危険な状態というのがあります。先ほど町長のほうから今後検討していくと言われましたけれども、今度、白線をここに引くわけですよ。こっちが舗装できたら、ここも全部白線を引かれると思いますので、ぜひ白線を引かれる前に検討をしていただきたいというのが、今回、私の一つのお願いです。

これは今のところから北のほうに見た商店街ですね。かなりシャッターが閉まっているところもありますけれども、ちょっとここがさっき言われた佐賀農業生のサノ・ボヌールですね。こちらにパン屋がオープンしています。

これが次の交差点で、こっちが山口方面から来た道ですね。こちらが新町売店があるところですが、ここも非常に広く、見やすいようで、やはりほとんど車がここでとまりません。だから、今回、この辺も舗装があると思いますので、何か工夫でですね、この一時停止が全然意味をなしていません。ここでとまる人はほとんどいません。ここまで出てきて、やっと車が来ていなくて行くような形ですもんね。だから、警察とも話し合いをしてもらって、この横断歩道と停止線の位置ですね、その辺もぜひ今までどおりじゃなくて、やはり地元の方の意見を聞くというのが一番大事ではないかなと思っています。

これが真っすぐ行くと浪花町ですね。右に曲がると永林寺保育園のほうに行くんですけど、ここは今のところの道から非常に大きなトラック、トレーラーが通る道です。先は見えるんですけど、道幅がそんなに広いわけじゃないです。だから、ここでも線を引くのにも考えていただきたいと思います。

これが北から南に見た道です。ここが今、老人さんのためのサロンですね。元井上百貨店さんのところですけど、ここで今、毎週火、木、金に老人さんのサロンをしています。非常に狭いです。今、ちょうど下水関係で掘っていますので、狭いという感覚を持ってもらいたいと思います。

これも同じ延長線沿いです。

これは逆のほうから撮ったところでありまして。

ここがその狭いところから出たところの離合場所ですね。石原には離合場所は1つしかないですもんね。今、この家が空き家、これも空き家、この隣も空き家です。3軒空き家が

続いております。だから、次に質問でしますけれども、この辺も利用することができれば、多少の離合場所的な形もできるんじゃないかなと思っております。

これが最後の写真ですけれども、これは石原から門前方面を見たものです。先を見ても見えるんですけれども、やはり今まで言った道というのは30年以上、ずっと道幅も同じ、変わってきていないところであります。

そこで、先ほど言っていましたこちらのほうから、行政のほうからの要請はできませんけど、要望か何か、お願い事で拡張するようなことがなかったのか、されなかったのかをひとつお願いしたいと思っております。

それと、先ほど空き家が出てきましたけれども、空き家の点在箇所はどういうふうを考えられているのか。特に、道路に面したところがありますので、その辺は道路拡張を行うとか、それから道を広げるためには何かのことが必要と思っておりますので、その対策を検討できないか、まずその2つをお願いします。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

離合箇所の要望は、一応5カ所つくった、その後はなかったと、こちらからでも要請をすべきではないのかというようなことだろうと思っておりますけれども、観音下―石原間、特に長崎街道沿いのことを私もよく考えるわけですけれども、長崎街道、小倉から長崎まで私も10年以上前に歩いたわけですけれども、また最近もネイブル主催で長崎街道を歩こう会がっております。行けるときには行っているわけですけれども、そういう中で、たくさん歩いている人たちとも出会いをいたします。そしてまた、私も歩いてみて、昔の景観が残っているところを本当に歩きたいわけですね。ただ道を広くなして、広くなったところは本当に昔の景観がなくなってしまうわけですね。そういうふうなものを考えたときに、ただやみくもに道路を広くするということが本当にいいのかどうなのかというのを私は長崎街道を歩いてみて考えるわけですね。そういう中で、どうしても地元からここは広げてくれというようなことがあればやっていけなくちゃいけないと思っておりますけれども、私はなるべく長崎街道の景観を残すためには、本当に狭くて車では通りにくい場所ではありますけれども、その辺はやはり長崎街道のことを考えたときにどうなのかなという思いを私はいたしているところでございます。

それから、空き家の対策ですけれども、空き家等を今後どうしていくかというのは、空き家の条例等もできておりますし、いろいろ空き店舗、そしてまた空き家に対して、この間、検証をしていただいたわけです。そういう中で、どうしても危ないところについては、今後、要請をしたり、指示をしたりしていくわけですけれども、ただ建っているだけで、今のところ危なくないというようなところあたりは、やはりそこには地権者もおりますし、家の持ち主もおりますので、その人たちの自主的なものでやっていただかないとなかなか先へ進まない。あそこの道路を全部広げるということをやりながら移転という形で持っていけば、それは強制的にできないことはありませんけれども、そういうことをしない限りは、やはりその持ち家の人たちにみずから御協力を願うというようなことあたりができない限り、なかなか難しいんじゃないかなと思っているところでございます。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

今、町長の答弁では、長崎街道は昔のままがいいんじゃないかということで、狭くてもいいんじゃないかというように、ちょっと簡単に言えばですよ。ただ、やっぱり長崎街道は当然昔ながらの趣を残していつているのが、そういう形になっていると思います。ただ、来られる方も、やはり車がぼんぼん通ったりして危ない目に遭われた方もいっぱいいらっしゃるんですよ。そういう中で、日ごろ地元に住んである方というのは、やっぱり長崎街道という感覚はないと思います。私の今回の質問は、長崎街道の美観と地域住民の方の生活に対しての質問です。長崎街道を主に考えていけば、今言われるようなことはわかります。ただ、今の長崎街道を考えると、今の道路のただのアスファルトでは、やはり非常に景観が失われていると思います。その辺は町長もわかっていただきたいと思います。

カラー舗装がいいからというわけじゃないわけです。やはりカラー舗装もそういう長崎街道とか上小田の活性化のためにつくられたということで聞いていますので、そういうことであれば、やっぱり何か舗装に関しての工夫とか、そういうのはあってもいいんじゃないかなと。色で多少はそういうこともできるんじゃないかなと思いますし、あと住民の方から一番よく聞かれるのが、新しい道もできるけど、自分たちが日ごろ日常使っている道がそのままじゃないかと。年配の方が、50年以上同じ道ですよと言われます。私も自分が今55歳になりますけど、その前から同じ道を通っている。ただ、当然アスファルトになってきれいになって、

水たまりというかな、石ころもないような道路ですけれども、それでもやはり上小田は江北町の最後になりましたねと。やっぱり山口方面、佐留志方面、惣領分方面は以前から舗装はきれいになっていますねとよく言われるわけですよ。それは順に上小田もきれいになっています。特に、今回も上小田地区の舗装関係の仕事場所は非常に多いです。ただ、そういう中で、やはり今さっき言いました美観と住民の方の日ごろ活用する道を考えてもらいたいというのはあります。

その点、さっきの狭いほうがいいと町長が言われる、それはちょっと私も違うんじゃないかなと思いつつ、そこをもう1つ聞きたいと思います。

それと、長崎街道の宿場町が長崎から小倉までずっとあります。その中で、やはり目印にしても、さっきパソコンで出しましたけれども、長崎街道小田宿と、ああいう石の門がありますよね。ああいうのも、あそこで写真を撮られる方も非常にたくさんいらっしゃいます。そして、馬頭観音、もちろん大楠もそうですけれども、そういう形で何か目印になるようなところはぜひまた検討できないのかと。前、もう10年ぐらい前になりますかね、たしか産業課でされたと思いますけれども、しゃくなげのほうからずっと緑の長崎街道という標示板をつくっていただきました。あのときも私も質問をしましたけれども、あれがあると非常に便利だという方もいらっしゃいます。ただ、ああいう形でもですね、多分あれは補助でやられたと思いますけれども、そういうことはこれからはできないのかなということがありますので、先ほどずっと出しましたけれども、道の狭さと、それから美観と、その辺はぜひもう一度検討できないでしょうか。

特に今回、話によりますと、もう白線を引くようなことをちょっと区長さんのほうから聞いたんですけれども。だから、先ほど町長が後でというかな、今後検討の課題と、振興委員会と言われましたけれども、もう既に多分25年度予算の中にそういうのも入っていると思いますけれども、その辺はどうですかね。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

ただいま古賀病院のところから永林寺までの間について、ちょっといろいろと画面で見たわけでございますけれども、観音下地区の離合箇所については、地元のほうから場所とか用

地とかを、そこら辺の提供ではありませんけれども、自分たちで相談をしていただいて、そこに町のほうで離合箇所をつくったということで、行政がここにつくりますとか、そういうことやなくして、地元のほうからそういうふうな形で場所とかを自分たちで相談されて、ここにつくってくれということでされてきたわけです。

そして、石原のほうは1カ所だけということでございますけれども、あそこは古賀小児科の跡地ということで、そこに地元の区長さんあたりから要望があつてつくったわけでございます。

それで、今、町でもあちこち補修とかいろんなことをしているわけでございますけれども、そこにつきましては、あくまでも地元の区長さんが地元の要望という形で町のほうに要望をされております。個人的な要望じゃなくして、地元の話をまとめて建設課のほうにちゃんと話を持ってきてもらっております。そこで検討をして、できるものはしていくと、できないものは今後検討していくということで返事しております。

それから、先ほど道路の拡張のことは大分言われましたけれども、先ほど議員が言われたように、離合箇所、あそこを拡張したためにスピードを出すと、そういうふうな言われ方をしましたけれども、それで——あの古賀病院のところですね。（「白線がないから」と呼ぶ者あり）はい。白線については、下水道のほうで全部舗装をしましたので、下水道のほうで白線は引くようにしています。

ということでよろしいでしょうか。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、私からもお答えをいたしたいと思っておりますけれども、下水道のほうで白線を引く予定はしているそうです。そういう中で、白線は引きますけれども、その後、小田宿という形の何か景観が残されるようなものがあれば、それからでももちろんできると思っておりますし、今回は補助事業の下水道の中でやっていくわけですので、とりあえず今年度に白線を一応引かせてもらおうと。しかし、その白線を引くについても、やはり警察との協議の上で、警察の許可を受けて白線を引いているわけですので、そういう形で、こちらから自由に白線を引くということではありませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

それから、小田地区の道路が狭いと。狭いのがいいということを行っているのではなくて、

長崎街道をしのんで歩く人たちは昔の道路の広さのほうが本当に長崎街道小田宿を歩いているなという思いをしながら歩いていただいているということでありまして、先ほど言いましたように、地元の要望があつて、地元の協力があつて、ここをもう少し離合箇所をふやしてくれということであればできると思います。

そしてまた、両側に連檐家屋があるので、全体的にあそこの道路を広げるということではできないので、門前～観音下線をつくろうという形で工事が始まったわけでありまして、そういうことで、50年間同じ広さの道を通っていると言われますけれども、うちの前の新宿の道だって50年、60年前から同じ広さの道で、離合できない。車が待っていなくちゃいけないというような形のところがいっぱいあるわけですね。それを江北町全部を広くなすということではできませんし、またそういうふうにかの多くかかるところについては、やはり御理解をお願いいたしたいと思つているところでございます。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

当然ですね、町長の家の前もそうだと思います。あそこもカラーブロック舗装があつて、今、アスファルトになっていると思います。ただ、私が何度も言つてはいますが、1つは、区長さん、区からの要望ということもありますけど、私も一議員として要望しているわけですよ。ましてや私も地元の観音下、石原上区の方々の要望がありましたので、出しています。別に私一人だけの意見じゃないということだけは、ぜひ課長もわかつてくださいよ。

そういう形の中で、やはりせつかく今回そういう舗装ができて、されるんだつたら、補助事業は別でしょうけれども、一緒にできないかなというのが一つありました。

それともう1つ、舗装の種類がいろいろあります。先ほど言ひましたけれども、その辺は十分担当課のほうでも検討をしてください。その舗装の種類によって、やはりコスト的にも下がるものがありますし、ぜひそういう形にしてもらいたいと思います。そして、長崎街道ウォーキングもちょっと今あつていませんで、その辺もできれば商工会などとも協議をして、せつかくそういう形で今もほかのところではされているんでしたら、話し合いをしていくようなですね、それは担当課の総務課ですかね。総務課やったですね、今。そういう形で、また復活できないものか。そういうことであれば、また違った見方でいろいろな意見も聞けるんじゃないかと思つますので、それを最後にひとつお願いして、終わりますけど。

○武富 久議長

ウオーキング。（「はい、ウオーキングとか新たな」と呼ぶ者あり）

田中町長。

○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

ウオーキングというのは、JRウオーキングのことですね。（「そうです、はい」と呼ぶ者あり）

JRウオーキングは、江北のウオーキングが今中止になっておりますけれども、その辺はJRにまた復活をしてくれという要望は今後していかなくちやいけないと思っております。

そういう中において、今回、小田地区の振興を考えた中において、町営住宅や道路や、そしてまた上小田地区振興委員会というのもつくって、何とか小田地区の活性化を図っていくという取り組みを町としていたしているわけでございますので、特に、池田議員はその振興委員会の委員長でもありますので、ぜひともその委員会をまとめていただいて、小田地区がどのようにしたら一番活性化していくのかというふうなものをぜひとも委員長としてもまとめていただいて、それを町に要望していただければ、できる部分については町としてもやっていきたいと思っておりますので、今後とも御指導と御協力をお願いいたしたいと思っておりますのでございます。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、次は委員長としてしっかり要望を出していきますので、行政としてもよろしくお願ひしたいと。

以上、終わります。ありがとうございました。

○武富 久議長

5番池田君の一般質問はこれで終わります。

続きまして、7番土渕茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願ひます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

日本共産党の土渕茂勝です。それでは、国民健康保険事業について3点に分けて質問をしたいと思ひます。

まず第1に、国民健康保険事業の現状についてお聞きします。

国民健康保険法の目的は、その第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と述べております。第3条で「市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。」としております。町は町民の健康並びに社会保障の向上に努めなければならないと思います。

ところが、病気になっても医者に行けない、あるいは我慢するという現状が生まれてきているのではないのでしょうか。そのあらわれが資格証や短期保険証の発行です。法が目的としている皆保険、全員が保険に入ると、これを全うするために、全町民への医療保険証の配付を実施するように求めます。

法第44条の規定に基づいて、江北町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱が平成23年4月1日より施行されておりますが、これまで何人の方が適用されましたか。①免除、②5割軽減、③徴収猶予、それぞれについて数を求めます。

法第77条は、「保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」としております。最新の適用はどのようになっているか、お聞きします。

平成21年度より保険税徴収の差し押さえ件数がふえてきて、その件数は2桁に上っております。国保法、地方自治法の本旨から外れているのではないかと改めることを求めます。

以上、答弁をお願いします。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、土淵議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

国民健康保険事業の現状を問うということでございますけれども、国民健康保険法第1条に規定されている国民健康保険事業の健全な運営を確保する、そのために地方税法の規定に基づいて世帯主に対して国民健康保険税を賦課しているわけでございます。

大切な財源である保険税をきちんと納付されている世帯と滞納されている世帯との間の公平性を確保する必要があります。そのために、国保税を滞納している世帯に対し、短期証や資格者証等を交付することにより、世帯主等と直接接する機会を確保するとともに、世帯

の事情に応じた十分な納付相談を行うことで保険税の納税につながるように努めております。

全ての国保加入者へ被保険者証の交付をということですが、毎年、全ての滞納者の方たちに対し、一度は短期被保険者証を発行しており、高校生以下の子供たちには、滞納の有無に関係なく、被保険者証を交付しております。また、資格者証交付世帯から生活困窮等の状況や病院等への受診の申し出があった場合は、納税相談の上、短期被保険者証等の交付を行っております。

厳しい国保財政の安定的運営と被保険者間の税負担の公平性の観点から、現行制度での対応に御理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、第44条関係の江北町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱に関して、免除、5割軽減、徴収猶予、それぞれの件数についてですが、現在までの申請の件数はあっておりません。ゼロ件です。

また、第77条関係の7割軽減、5割軽減、2割軽減については、それぞれ的人数についての御質問ですけれども、医療分及び後期高齢者支援金分については、7割軽減524人、5割軽減209人、2割軽減288人、合計1,021人で、介護分については7割軽減237人、5割軽減66人、2割軽減117人、合計420人となっております。

差し押さえの件数についての質問ですが、平成21年度6件、22年度22件、23年度28件、24年度13件となっております。

差し押さえにつきましては、やみくもに行うのではなく、滞納者の方に対して事前に督促状や催告状を出したり、臨戸徴収をしたり、差し押さへの予告通知書を出したりしながら何回も納税の依頼をしております。それでも納付されなかったり、誓約を守らない方に対して、最後の手段として預貯金等の差し押さえを行っております。

納税をされない方がふえてくると国民健康保険事業の財源が不足し、健全な運営に影響を与えるなど、まじめに納税している方にも迷惑がかかることとなりますので、不均衡が生じないように、地方税法や国民健康保険法を遵守しながら差し押さえを行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

国民健康保険の短期証、資格証明書、それから差し押さえ、こうしたことは最近行われる

ようになったのではないかと思います。以前はこういうことはしなくても十分運営がされていたというふうに思います。

それで、今、町長の答弁で、やはり国民健康保険法第1条についての認識が違うんじゃないかと。町長はこの第1条の前文の部分を強調されました。それはこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保すると、ここに焦点を置かれましたけれども、この目的は、その後の「もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と、ここが私は目的だと思うんですね。町長は前の分を言われましたけど、これは前の分が主文じゃありません。後の分が主文なんです。だから、公平性を担保する、期するという考え方は私は間違いだと思います。そういう意味で、この国民健康保険法の本来の目的をしっかりと理解していただきたいと。

それと、私は今やられている短期保険証、資格証発行、それと差し押さえ、これは江北町だけでやっているものではありません。それは私も承知の上で今お話をしておりますけれども、しかし、こういうやり方はですね、例えば、差し押さえが始まったのは、皆さんの手元に資料の1枚目があると思います。そこを見ていただいたらわかると思いますけれども、ここには19年度から資料を出していただいておりますけれども、19年度、20年度はデータなしと。いわゆるやっていないということだというふうに思います。そして、先ほど町長が答弁されましたように、ずっと件数がふえております。もう1つ、私が注目したいのは短期保険証の数ですね。19年度に20件あったものが、その3倍超えて、今、75件となっております。ここには町民の置かれている今の生活状況、これが反映されていると思います。本当に深刻な生活実態にあると。全国的な統計でも、この10年間、所得が減り続けているというのが日本の今の現状なんです。その1つの反映が、こういう形で出てきていると思います。

私がこういうのをやめるべきだと言ったのは、国民健康保険法の目的、それと地方自治法の本来の趣旨からしても外れているんじゃないかということ考えたからです。そこからずっと離れていっていると。

そこで、お聞きしますけれども、地方自治法の本旨というのは何なのかと。町長はそのことについてどういう認識を持っておられますか。それと、福祉課長にも同じような質問をいたします。

それと、福祉課長には、次の資料に書いていますように、保険料を滞納すると、どうなるのでしょうかということで5つまで書いています。まず、延滞金がかかります。今、何%の利

息となっておりますか。

それと2番目が、さらに長い期間滞納すると、督促状が送られてきます。さらに滞納を続けると、1年未満のときに短期被保険者証が発行されます。

3番目に行きますと、納付期限から1年の期間滞納すると、役場の窓口には保険証を返さなければなりません。そして、新たに資格証が発行され、医療費を全額負担となります。

4番目が、納付期限から1年6カ月以上滞納すると、保険給付が一時差し止められ、申請すれば戻ってくるはずのものが保険料を払うまで戻されません。それでも滞納していると、払い戻しされるお金から保険料は差し引かれる場合があります。

そして最後が、さらに滞納を続ければ財産差し押さえなどの処分を受けることになります。

私が差し押さえを非常に問題にするのは、ほとんどの方が生活困窮者の方だということですね。ここに私はやっぱり心をとめる必要があるんじゃないかと。ただ公平さということ強調するのではなくて、本来の目的はそうじゃないんだということをしつかりと踏まえてほしいということで、地方自治の本旨と、それから課長には、本旨について話す必要がなかったら話さなくて結構ですけど、その後の手順ですね、これはこういう形になるのかどうかを確かめたいと思います。答弁をお願いします。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

国民健康保険法第1条の解釈ということでございますけれども、やはり町民の福祉の向上と申しますか、健康を守っていくというようなことがあって、議員が言われることもわかりますけれども、そういうことを議員が言われるということは、滞納をしてもいいというふうにとれるわけですね。ですから、滞納した人に何もなくて、滞納した人ばかりで何も町がしなければ、滞納した人がどんどんふえていくわけです。それが本当の町のやるべきことではないと私は思っております。やはり公平性というものがあってこそ、どうしても払えない人はそれなりに町としても相談に乗れるわけですので、いろいろな形で相談に乗れますので、そういうことを十分やっていただきたいと思っております。

それから、地方自治の本旨と申しますか、私も今ちょっと地方自治法を宙に覚えておりませんが、やはり町民の福祉の向上と、そういうようなものだろうと思っております。しかしながら、そのためにはやはり町民も義務を果たしてもらわなくちゃいけないと。やっぱり義

務を果たしてもらって権利を受けていただくということが全ての町民に対しての行政のやっ
ていくべきことであろうと思いますので、やはり納税の義務を果たしていただくというこ
とが大きな町としての役割ではないかと私は思っておりますので、その辺、御理解いただき
たいと思います。

○武富 久議長

北島福祉課長、答弁を求めます。

○福祉課長（北島 博）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

地方自治法の本旨ということですが、私もちょっと今、自治法をここに持ち合わせ
ておりませんので、町長が言われたように、町民の福祉の向上を図ることが第一じゃな
いかと思っております。

先ほど土淵議員が言われました国民健康保険法の第1条ですかね、ここにも載っており
ますが、その第7条とか第9条、こちら辺だったと思いますけれども、逆に、滞納のあ
る方に対しては保険証の返還を求めなさいということで国保保険者については義務づけら
れております、今現在ですね。それに基づきまして、今、江北町では、保険者のほうでは滞納
のある方に対して督促状を出したり、いろんな形で接点をとるような形にしております。

先ほど言われました滞納のある方全てに対して短期保険証とかを発行しているわけではあ
りません。こちらのほうの呼びかけに対して、いろんな納税相談をされた方、それと長期の
滞納者以外の方については満期証を発行したりしております。

それと、一番最初に言われた税率ですが、実は賦課徴収については町民課でして
おりますけれども、税率については1カ月までは4.3%、1カ月を超えてからは14.6%とい
うことになっておりますけれども、今現在、延滞金については徴収していません。

その後、資格者証についても、定期更新が8月ですが、8月の更新時に何回も本人
さんのところに通知を出したり、町民課のほうからも連絡をとったりしております。最終
的に何もこちらのほうにアクセスがなかった方ですね、こちらのほうに納税相談に
来られて、どうしてもきついですという方については、こちらのほうもそこまで鬼
になれませんので、ちゃんと納税相談をしながら、それとあと生活相談です
ね。あわせて生活相談をして、その方の生活が壊れないような形で相談には乗
っております。それでも全然納税の意思がないとか、こちらのほうに来られな
かったり、訪ねていっても拒否されたりという方について

は資格者証を出しますけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、生活困窮でどうしても本当にできないという方とか、それとあとそういった形で資格者証を発行している方でも、いざ自分が病院に行くようになれば、当然、窓口のほうに相談に来られて、一部納税をされて、こちらのほうから短期証を発行しております。病院にかかれないということはないような状態で対応を今後もしていきたいと思います。

以上でよろしいですかね。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

今、課長のほうから延滞金を徴収はしていないということでしたね。

税率。（「ああ、税率」と呼ぶ者あり）掛けていないと。

率は決まっていますよね。だから、私はこういう対応ができるというふうに思うんですよ。

先ほどの町長の答弁についてですけれども、払わない人は払わなくていいんじゃないかという発想ですね。私はそういうことを言っているわけじゃないんですよ。（「そういうふうに聞こえる」と呼ぶ者あり）いえいえ、私はそこにはですね、これまでも町民の国保税の納入状況を見て、そういうことはめったにないと思うんですよ。みんな払わなきゃいかんと思っている。今、町長の言われたことに反論したいのは、私は町民を信頼すべきだと思うんですよ。信頼した上で、いろんな対応をすると。先ほど第44条の規定、これは平成23年4月1日に施行されておりますけれども、これの適用者は一人もいないと。これはこういう仕組みがあるということをほとんど町民の方は知らないと思います。だから、これは何でここに書いてあるかと、こういう条例ができていないかと、困っている方を救うためにあるわけでしょう。私はそういう仕組みもできているから、短期保険証も資格証も、それから徴収をしなくていいような行政をしてほしいと。

そのためには何が必要かということ、やはり地方自治の本旨についてしっかりと押さえてほしいと。これは一般的に言われていることなんですけれども、地方自治の本旨の一つは、住民自治ということなんです。住民自治ということは、住民を信頼しなさいということになるんですよ。住民みずからが地域のことを考え、みずからの手で治めると。だから、国保税を納めなければいけないというのは、ほとんどの人が理解していると思うんです。納め切

れないのが、その収入の問題、所得の問題ですね。深刻な問題が現実にあるからなんでしょう。

もう1つは、団体自治というのがあります。これは地域のことは地方公共団体が自主的、自立性をもって、国の干渉を受けることなく、みずからの判断と責任のもとに地域の実情に沿った行政を行うと。だから、国保税について、以前なかったことが今行われていると。これは国の指導があるからやられていると思います。県の指導とかね。それが間違っているんじゃないかということをおは指摘したいと思います。

時間もありませんので、次に行きますけれども、今の私の町長に対する反論について答弁があればどうぞ。ありますか。どうぞ。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしますけれども、町としても、町民の方にできる限りのことをしてやりたいとは思っているわけですね。そういう中で、滞納が今どんどんふえてきていると。ふえてきているのを放置すれば、これはふえる一方です。そういうことを防ぐためには、やはりある程度の今やっているようなことをやっていかないと、これがふえる一方になると。だから、ふえる一方で本当にいいんですかということをおは言ったつもりで、そういうふうにはやはり誰でも平等の福祉を受ける権利がありますので、そういうふうなもので町としてはこれからもやっていかざるを得ないというのが現状でありますので、どうしても困っている人については相談に乗って、最終的には生活保護というふうなものもありますし、そういうふうなものを相談を受けながらやっていくというのが町の行政ですので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

繰り返すことになれますけれども、以前はやっていなかったことだということをおは強調しています。そして、これは町が望んでやっていることじゃないと思うんですよね。これは国の指導の中で行われているということです。こういうことは担当している職員の方にとっても非常に精神的にきついと私は思います。それから、それを受ける町民の方にとっても非

常に深刻な問題だと思えます。ぜひこれがゼロになるように努力してほしいということを申し上げて、次に移りたいと思えます。

○武富 久議長

次に行ってください。どうぞ。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

次の問題は、国保の県一本化、いわゆる広域化について質問をしたいと思えます。

皆保険制度の根幹をなす国民健康保険制度は、この10年来、滞納世帯、資格証明書並びに短期保険証の発行が高どまりしたまま、暮らしや子供の将来を脅かす差し押さえや過酷な取り立てが全国的に、また町でも広がっています。この深刻な事態を省みないまま、国、厚生労働省は国保の都道府県単位化、広域化を着々と進めているようです。

町長はこの方向が町の国保行政、事業の問題解決になり、町民の健康と福祉の向上につながると考えておられますか。町民の税負担で最も重い保険税のたび重なる引き上げ、資格証や短期証の発行、そして滞納者に対する差し押さえなど、解消すると考えておられるかどうかをお聞きしたいと思えます。

昨年の第180回通常国会で成立した国保法改定で、保険財政共同安定化事業を1件30万円から1円以上に、対象を全ての医療費に拡大するとともに、恒久化しました。2015年度から共同の負担が実施されています。これによって保険財政の県単位化は実質的に完成し、国保の県単位化、広域化へ大きく進むと考えられます。さらに、昨年4月から県調整交付金が7%から9%に引き上げられました。

こういうことから、広域化を歓迎する声がありますが、国保が抱える構造的な問題は解決するとは考えられません。町は住民への重要な福祉のツールを失い、単なる取り立てと抑制係として追い立てるのではないかと心配しています。町長は根本的な解決はどうすべきと考えておられるのか、さらに広域化に向けての取り組みがどのように進められているかをお聞きしたいと思えます。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、国保の県単位化、広域化を問うということでございますけれども、国保の保険者、財政運営の県への移行については、平成29年度をめどに順次実施される方向で改革が進

められておりますが、窓口業務や保険税の賦課徴収、そして保険事業等については引き続き町が担うことが適切とされておりまして、保険税の徴収や医療費適正化へのインセンティブを損なうことがないような仕組みになるものと予想されております。

江北町といたしましても、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために、滞納者等の方たちに対しましては、引き続き現行制度に基づき対応していきたいと考えております。

次に、国保が抱える構造的な問題についての御質問ですが、この国保の構造的な問題につきましては、江北町だけにとどまらず、今や全国的に解決すべき重要な課題であることは言うまでもありません。国保加入者の高齢化や無職者、非正規雇用者など低所得者の増加、厳しい財政運営による事業運営の不安定化や医療機関の偏在による医療給付費の地域格差など、江北町のような小規模保険者のみでは人的にも財政的にも解決していくことは非常に困難であります。

この国保が抱える構造的な問題を解決し、将来にわたり安定的で持続可能な国民皆保険の基盤となる国保制度を維持していくためには、国による財政支援の拡充と国保の広域化は避けられない緊急の課題であると考えております。

さらに、国の明確な責任において、将来的には全ての国民に共通する制度として公的医療保険の一本化に向けた抜本的改革の早期実現が必要であるとも考えております。

最後に、広域化に向けての取り組みについての御質問ですが、国レベルでは社会保障制度改革に向けたプログラム法案に盛り込まれ、地方レベルでは県が策定している佐賀県市町国民健康保険広域化等支援方針に基づき、広域化が進められております。具体的には、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象を1円以上とする全医療費化の円滑な実施や標準税率の試算等が予定されており、平成29年度をめどに広域化へ向けた取り組みが検討をされているところでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

今の答弁の中で、国の財政支援が欠かせないということについては、私も全くそのとおりでと思います。しかし、広域化については、いろんな問題があるんじゃないかというふうに思います。1つ考えられているのは、国の責任の放棄につながっていくというのが1つです。今、町長が答弁された中での国の負担という話でしますと、逆に国の負担は減らされていく

というのがこの傾向じゃないかというように思います。

先ほど財政調整基金が7%から9%に引き上げられたというふうに言いましたけれども、その裏には、国が負担を減らしたということの代替として、これはやられているということです。ここに書いていますけど、2015年からそれが実施されるということです。ここに1つはあわれているんじゃないかと思います。当然、地方自治体、都道府県も含めて財政負担がふえてくると。しかし、結局同じことが繰り返されるんじゃないかという懸念が1つあります。

2つは、国保の財政問題が現状以上に悪化をしていくと。現状が解決されることはないということです。というのは、今、曲がりなりにも自治体の努力によって一般財源からの繰り入れで国保財政を支えているところはいっぱいあります。皆さんの手元にも、2ページになりますかね、ここには一般財源からの繰り入れと、それから国庫支出金の割合ですね。国庫支出金の割合が1980年は57.5%あったものが2011年では25.1%、半分に減っていると、これが現実です。だから、こういう状態を変えない限り、解決することはできないと。町長が先ほど言われた国庫負担をふやすという問題は当然ここにあるわけです。今、私が言った今の状態で各自治体が一般会計から繰り入れて、何とか高くなる保険料、あるいは医療費を抑えること、これができなくなるということです。

3つ目が事業運営の問題ですけれども、現在まで市町村国保ですから、被保険者が参加する運営協議会と議会の、こういう形で議会で審議ができると。しかし、これが都道府県になりますと、地域の実情、住民、被保険者の声を踏まえた対応は困難になるということのはっきりしているんじゃないでしょうか。今、こういう国の施策で、中でも町が今努力してされていることは私もよく知っています。そういうことはできなくなると。これが広域化で予想される事柄ではないでしょうか。

町長はこういう問題ですね、もう一度改めて言いますと、国の責任の放棄につながる。いわゆる国の財政負担は出てこないということが1つ。そして、町が独自にやっていたこと、大きく割ればこの2つですね、町が独自にやってきた財政支援、またいろんな仕組みの改善ですね、それを町独自ではできないと。先ほどから福祉課長も町長も困っている人があったら必ず病院に行ってもらおうと、こういうことができなくなるということなんです。

私はそういうふうに思いますけれども、改めて先ほどの町長の答弁では広域化は避けられないというのは国の制度だそうですけれども、町長は本当にどう思っておられるのか、その

点を改めてお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

国の負担が減ってきているということで、国の負担をふやすべきだということは私たちもよくわかっておりまして、このたびの国保制度改善強化全国大会でも要望の1番目にそういうふうなものを諮っているわけです。そういうことで、国が責任を持ってもう少し国保に力を入れてくれというようなことあたりを意見として決議し、国へ要望をしてきているわけでございます。

それから、町独自のいろんな判断ができなくなってくるんじゃないかということでございますけれども、広域化をしますけれども、先ほども言いましたように、徴収とか賦課とか、そういうふうなものは市町村でやっていくようになるわけです。納税相談等も市町村がやるようになるわけです。そういう中で、資格者証を出したり督促をしたりというふうなことは、広域化になったとしても市町村の仕事ですので、そういうふうなものは今まで同様に、相談に乗っていただける方には資格者証から短期のほうになっていくというふうなことあたりは私は変わらないと思っております。しかし、広域化をしないと江北町のような小さな国保の保険者としては、今回も値上げをお願いしておりますけれども、やはり県の平均といいますか、県で一本化された国保税というふうなものができれば、そういうふうな不平不満等も少なくなってくるというようなことでございますので、広域化は必ずやっていただいたほうが町のためになると私は思っているところでございます。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

広域化によっても、実際の業務ですね、徴収とかそういうものは町に残る。そのとおりです。ただ、私が先ほど言いました。それは単なる国保の抑制係、医療の抑制とか、あるいは取り立て、こういうことになるのは間違いないと思います。なぜかという、今、町でやっているある程度ですね、今の取り立ての問題でも国保の短期証の発行でもそれぞれの市町で全部違います。それから、資格証の発行でも、佐賀県でも全く出していないところもあり

ます。それはその市町が配慮ができるということなんです。でも、一本化したら、それは不可能です。だから、私はかえってこうした独自のやり方はなくなると。幻想を抱いたらいけないと私は思います。

そこで、次の問題に移りたいと思います。

○武富 久議長

はい、どうぞ。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

次の問題は、国保税の引き上げについてです。

私の質問書の最初の4行は、もう既にこの議会に国保税引き上げの10%の提案がされておりますので、この面については改めて質問はする必要ないと思います。

この12月議会に国保税の10%値上げが提案をされております。そこで、各年度の国保財政の推移を2011年度から2015年度見込みまでグラフにして町民に回覧が回されております。そのうち、単年度収支でプラスが5回、5年ですね、マイナスが10回というふうになっております。この間、改善をする機会があったんじゃないかと思えますけれども、改善にどのような手だてを打たれたのか、お聞きしたいと思います。

それと、国保の加入者、世帯は農業や商店、非正規の労働者、失業者や年金者など所得の低い方々がほとんどで、保険料は所得に対して最も重いものになっております。江北町で加入者の平均所得と1人当たりの平均保険料は幾らになっておりますか。

また、国保の世帯主の職業構成、農業、自営業、被用者、その他、無職と、所得段階別の割合、60万円以下、100万円以下、150万円以下、200万円以下、250万円以下、250万円超について、その数字を示してほしいと思います。

この10年間を見ても、町民の所得は減っております。最近では、石油、灯油を初めとした生活必需品の高騰、年金や生活保護費の削減が相次いで、来年から消費税8%への増税、さらに翌年には10%への引き上げが町民の暮らしを直撃することになります。国保税は平成14年、2002年、税率を引き上げ、平成18年、さらに引き上げ、ほかにも平成12年、介護保険導入での負担増、平成20年度の後期高齢者医療制度の導入での負担増となっております。

江北町の国民健康保険の税額の推移については、2枚目の裏に載せているというふうに思います。それから、国保の加入者ですね。こういう状況の中で、国保税を値上げするのは国民の健康と暮らしを破壊することにつながります。行政の長として、この現状をどのように

打開すべきか、その手腕が問われております。町長は協議会への諮問に委ねるだけでなく、皆保険としての国保行政への確信ある態度を示すときではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、国保税引き上げについて問うということでございますけれども、今回、税率改正はもう出しているということですが、本年の8月と10月、11月の3回にわたって国民健康保険の運営協議会を開いて、24年度の決算状況、また25年度の見込み等について審議をしていただき、今年度5,000万円近く赤字になるけれども、来年度どうするかということで検討していただきました。やはり5,000万円をふやすためには20%の値上げをしなくてはいけないわけですが、それでは余りにも負担が大き過ぎるということで、最終的には10%ということで約2,400万円程度の増収が見込めるような案を今議会に提案いたしているところでございます。

次に、各年度の国保財政の推移についての御質問で、その間、どのような手だてを講じたかということですが、税率改正を平成14年度と18年度に行いまして、また16年度には法定外繰り入れを行い、また徴収率の向上のための納税相談や臨戸徴収の強化など、財政基盤の強化を図ってきたところであります。医療費適正化のためには、保険事業やレセプト点検の充実、各種検診の受診率アップなどに取り組んできました。しかし、被保険者の高齢化、医療技術の高度化等により国民医療費は年々増加をしております、特に、被保険者の高齢者の比率が高い市町村の国保では、より影響は大きなものとなっております。

また、国保会計においては、性質上、さまざまな財源が複雑に絡み合い、保険給付費や調整交付金、共同事業交付金等の算定によっては大きく変動した決算となりますので、次年度以降の推移を予測し、計画的に健全な財政運営を推進していくのは非常に難しい判断を要しているところであります。

平成22年度末時点で単年度収支の平均が約1,000万円の赤字でありました。それで、繰越金と支払い準備基金を合わせた額が4,000万円程度ありましたので、計算上はあと4年間は改善の必要はないものと推察をいたしておりました。しかし、23年度からの医療費の急激な伸びはその推計を大きく上回る結果となり、24年度には支払い準備基金も1,200万円を取り

崩す結果に至りました。

次に、国保加入者についての御質問ですが、国保加入者の平均所得は24年度分で1人当たり54万966円で、1人当たりの保険料は24年度分で9万8,673円となっております。国保世帯主の職業構成については、被保険者の職業についてのデータを入力していないために確認できておりません。

所得段階別の割合については、議員御質問の所得段階とは少し違いますけれども、医療分、後期高齢者支援金分で所得57万5千円以下の割合は44.2%、103万円以下は13.3%、155万5千円以下は13.8%、204万5千円以下は9.0%、253万5千円以下は6.2%、253万5千円以上は13.5%となっております。

最後に、国民皆保険制度の基礎である国民健康保険事業につきましては、加入者に公平な医療を提供すること、将来にわたって安定的事業運営ができるよう強固な財政基盤を構築することこそが最も重要な課題であると考えております。そのためにも、先ほどもお答えいたしましたように、国保が抱える構造的な問題の解決には、江北町のような小規模保険者のみでは非常に困難でありますので、国による財政支援の拡充と国保の県単位への広域化、さらには国の明確な責任において全ての国民に共通する公的医療保険制度の確立が必要ではないかと思っております。しかし、現行制度では市町村に国保財政の責任があるために、景気の低迷の中ではありますけれども、平成18年度の改定以来、8年ぶりの改定ではあります。国保に加入している町民の皆様には引き続き健全で安定的な国民健康保険事業の運営ができるよう、御負担となることは十分に承知の上、苦渋の決断でありますけれども、御理解と御協力をお願いしたいと思っておりますのでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

今、町長の答弁にありましたように、国保加入者の方の所得がいかに厳しいかということがはっきりしていると思います。そういう中での引き上げということになりますけれども、お手元の資料の中に、引き上げた場合に全県の中でどういう位置にあるかという資料を載せております。一番下から2枚目だと思います。市町にたくさん数字がありますけれども、これを江北の現在と、それから新たに10%値上げした場合のですね、ここでは一番負担がはっきり大きくわかる平等割と均等割で順位を見てみました。それで見ますと、これまでは全県21

の自治体の中で19番目ぐらいにありました。それが今回の値上げで高いほうで2番目になると。これだけ負担が重くなるということになります。だから、この負担感は非常に重いんじゃないかというふうに思います。

そこで、私の提案ですけれども、結論から言いますと、私は根本的な解決というふうには思いませんが、当面の経済状況、来年、再来年で消費税が2倍に上がるという状況の中で、国保税に対する一般財源からの繰り入れをして現在の率を頑張っていくと。これはこういう意味があります。これは永遠には続けられないわけですが、町民にだけ負担を求めるのではなくて、町もこういう努力をしているという形をあらわす必要があると私は思います。そこに町民の町政に対する信頼が出てくると私は思います。

もう1点は、9月議会でも私がお話をしましたけれども、健康診断、特定健診の率を上げていくと。これについて少し手元に資料も出していますので、紹介をします。9月議会でもあらあら言いましたけど、ここに新聞記事がありますので。長野県の松川村の軽減ですが、段落3のところから。「長野県では、市町村の地域ごとに住民の中から保健指導員が選ばれ、住民の健康づくりの活動にあたり、その数は1万人余。健診の声かけや減塩の食事改善、健康学習などに取り組んでいます。村でも、保健指導員が全戸訪問して健診受診を呼びかけ、受診率アップに大きな役割を果たしています。40～64歳の特定健診の受診率は5年前40%だったのが昨年度は55%まで増えました。村福祉課の白沢庄市課長は「受診率50%を超える年が5年続くと医療費も下がる。隣町の池田町に学んだ」と話します。池田町の特定健診の受診率は5年前が54.6%、昨年度は65%まで引きあがりました。その結果、脳や心臓の血管の病気が大幅に減り、昨年度は前年度に比べて医療費が半分近くに減りました」。これは一つの経験として、この間、9月も紹介しました。

そこで、今の私の提案に絡んで、私は一般財源からの繰り入れというのを言いました。財政調整基金は今どれぐらいありますか。

もう1つは、今、町としてこの健診率を幾らにするという目標を掲げているか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

財政調整基金の状況等につきましては総務企画課長から、そしてまた特定健診の目標等に

については福祉課長のほうから答弁させます。

○武富 久議長

一般会計からの繰り入れ。

○町長（田中源一）

一般会計からの繰り入れをするかどうかということでしょう。

○武富 久議長

うん。

○町長（田中源一）

それは今の……（「それは後で聞きます」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

後でよかね。

そしたら、北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

特定健診の受診率の目標ということですがけれども、先ほど土淵議員が言われたように、江北町の健診率は波を打っております。とりあえずの目標としては40%。40%を超えた段階で、またさらに5%刻みで上げていきたいとは考えております。

以上です。

○武富 久議長

次に、相原総務企画課長、答弁を求めます。

○総務企画課長（相原 守）

基金でございますけれども、24年度末で財政調整基金は18億3,900万円となっております。

(93ページで訂正)

以上です。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

もう時間がちょっとしかありませんけれども……

○武富 久議長

あと3分あります。

○土淵茂勝議員

あと3分。

○武富 久議長

はい。

○土淵茂勝議員

ああ、そうですか。そしたら、3分しかないけれども、先ほどの質問の中で、職業構成について資料がなかったということですがけれども、これについてはどうせ委員会で論議しますので、そのときに、きょうここで答弁してもらおうと思いましたがけれども、産業課長とか、それから町民課長に今把握しているところの、例えば、農家戸数とか、それから年金の戸数とか、それを聞こうと思っていましたけど、もう時間がないということですので、一つだけお聞きしますね。

資料の2枚目になりますけれども、特定健診の20年度から24年度の率を福祉課のほうから出してもらっております。これは課長からもらった資料ですけど、私はここに思い切った決意、思い切った率を持って進めないといかんと思うんですよね。それで、今、全県でも50%という目標が出ているんじゃないかと思います。それはただ行政だけではできなくて、町民の協力を得なければならないんです。町民の協力を得ようとしたら、町が今度の国民健康保険税の値上げにそれだけの、いわゆる何というんですかね、負担ですね、町も身を切ったという形が絶対必要です。そういう意味で、私は一般財源からの繰り入れを言いました。

財政調整基金が今18億円あるということですね。今18億円というのはちょっと違うような気がしますけれども、7億円ぐらいじゃないかと思うんですよ。それはまた後でね、町報では7億円だったと思いますから、7億円だと思いますけどですね。1億円使って、2年間まずその決意を見せるということは必要だと私は思います。永遠にはできないですけど、町もこれだけの一般財源を入れますよと。過去にも一般財源を入れたことがあると先ほど町長が答弁されました。これはちょっと私も何年というのを今ちょっと記憶しておりませんが、1,500万円ほど入れたんじゃないかと。これは福祉課長が御存じだと思います。資料をもらっておりますけど、今、私が手元にないからあれですけど、今、この私がつくった資料の、これは2012年度だから、去年のあれですけど、自治体で一般財源から入れたところを全部網羅しております。入っていないのが基山町、みやき町、吉野ヶ里町、江北町、この4つですね。ほかは入れているんですよ。だから、私は財政調整基金から国保税を当面値

上げしないという形でお金を出す必要があるんじゃないかと。その決意のほどですね、その必要性があるんじゃないかと。財源もあります。その点について町長の答弁をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

それでは、田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、再質問にお答えをいたしたいと思います。

一般財源を国保に入れるということについては、やはり議会からの同意が必要なわけです。そういう中で、国保に加入している人は町民全体の4分の1ですね。4分の1の人が国保に加入をしているわけです。そういう中で、国保に本当に一般財源を投入したほうがいいのかということで、これまでできるだけ投入しないということやってきているわけです。

土渕議員も町政報告等にいろいろ書いていただいておりますけれども、私から1つお願いしたいことは、まだ江北町が来年度が2位になるとか3位になるとかいうことは決まっていないわけですね。来年度、よそも改定を今しているわけです。最終的に改定が終わった段階で、江北町は2番目です、3番目ですという形を書いてもらえばいいわけですが、そういう中で、今の江北町の現状は上から15番目です。所得税まで入れてですね。それだけ江北町は課税を少なくしてきているわけです。そういう中で、町民の理解を得ながら一般財源を負担しなくてもいいような形で今まで推移をしてきたわけですので、できるだけそういうものを踏襲していきたいと。それがどうしても最終的に今回10%値上げしておりますので、来年度もひよっとすると赤字になるかもわかりません。そういう中において、その赤字がどんどんたまってきたときには、やはりそういうふうなものも検討しなくてはいけないと思いますけれども、今の間はできるだけ一般財源を入れないという形で推移ができればと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。（「もう時間ないですね」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

もうありません。オーバーです。（「じゃ、理解できないということで、質問を終わりたいと思います」と呼ぶ者あり）

土渕議員、さっき何か各課長をお願いしたいこと、要望したいことがあったでしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）それは出しておってください。それは最終日にちょっとその回答をもらいたいと思いますので。（「わかりました。以上で終わります」と呼ぶ者あり）

これで7番土渕君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時30分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

続きまして、9番西原好文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

ちょっと西原君の前、総務企画課長より訂正の発言をお願いします。

○総務企画課長（相原 守）

先ほど土渕議員の質問の中で財政調整基金ということでしたけれども、私がお答えした18億円については、財政調整基金等で財源調整のための基金ということで減債基金を含んでおりました。財政調整基金だけでは7億9,000万円程度になります。修正します。

○武富 久議長

それでは、御登壇をお願いします。西原議員。

○西原好文議員

それでは、本日のラストバッターということで、先月の9日にはこども議会も開催されておりまして、たくさんの中学生による質問等がなされておりました。私もその子供たちに負けないような質問をしていきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、2問について質問していきたいと思っております。

町営住宅建設に伴う委員会の設立はということで、上小田団地工事計画について、10月の議員勉強会の折、同僚議員より上小田振興委員会に提出された資料として紹介されました。その後、11月のこども議会終了後、議員控え室において同じような資料により今後のスケジュール等も含め説明がなされております。

11月の説明の折、順序が逆であることについては執行部より謝罪等もなされ、議員からの指摘等も含め、上小田団地の工事計画についての議員への説明は一度されていると思っております。

上小田団地につきましては、今後の検討を含め上小田振興委員会が行うものか、住宅運営委員会が行うものか、いまだ明確な回答がないまま今日に至っていると思っております。

先日、説明会の資料では、10月2日に上小田振興委員会への経過説明もされております。

11月には基本計画内部協議を住宅運営委員会の諮問として計画されておりましたが、どのような内容になったのか気になるところであります。

今後のスケジュールとして、基本計画の説明を議会へ、住民説明として岩屋、石原（経過について）等も計画されているようであります。

私は、中学校の屋内運動場改築検討委員会委員として、屋内運動場建設に少しでも携わってまいりました。そこで、今回の上小田団地の建設につきまして経験を含め幾つかの質問をしていきたいと思っております。

まず1点目に、上小田団地建設について検討委員会はどこが行うのか。できているとすれば、その委員会の構成を教えてください。

2点目に、住宅運営委員会で諮問とありますが、どのような内容で会議を開いたのか、現場研修等は行われたのか。

3点目に、先日も議員勉強会で質問がなされておりましたが、住民説明ですとか、家屋の事前調査等の実施はできたのか。

最後の4点目に、岩屋、高砂団地への説明会は計画されておりますが、一般町民への説明は計画されていないのか、以上4点について質問いたします。

○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、西原議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

町営住宅建設に伴う委員会の設立はということでございますけれども、まず1点目の上小田団地建設について、検討委員会はどこが行うのか、また、委員構成はどの質問ですが、現在、住宅運営委員会の中で検討をしていただいております。先日、運営委員会を開催していただき、私のほうから今回の住宅建設についての諮問をいたしたところです。

住宅運営委員会の委員さんのメンバーは御存じと思いますが、議会から吉岡議員、また民生委員から二宮会長さん、身体障害者福祉協会から岸川会長さん、また、町内の企業から岩永郵便局長さん、それと高砂、岩屋の区長さんの6人です。

次に、2点目の住宅運営委員会諮問の会議内容及び現場研修等ということですが、会議の内容につきましては、基本計画策定業務の中で策定した案を委員会の中で説明し、審議をしていただいたところです。現場の研修については、佐賀市及び武雄市の市営住宅の視察を

担当課と委員長さんでしたところであります。

次に、3点目の住民説明会、家屋の事前調査等の実施はということですが、説明会につきましては、区長さんとも相談をしながら進めていきたいと思っております。また、周辺家屋の事前調査につきましては、基礎工事等の特定工事に対して行う予定にいたしております。議員が言われる事前調査につきましては、大型ダンプ及び重機による振動を心配されてのことだと思いますが、事前の振動調査では基準値以下でありましたので、造成工事に対しては計画をいたしておりません。

次に、4点目の一般町民への説明は計画されていないのかにつきましては、今のところ計画はしておりません。ただ、予定地周辺につきましては、関係地区の区長さんとも相談をしながら進めたいと思っております。一般町民へは、必要なときが来れば広報等でお知らせをしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○武富 久議長

9番西原議員。

○西原好文議員

まず1点目の委員会の構成はという、委員会は町営住宅の運営委員会に任せるということですが、先日、私もその江北町町営住宅建設及び管理に関する条例の条例文と委員会規則をいただいたんですけど、この中で第4条の第6項、確かに江北町町営住宅運営委員会という名称で運営委員会の設置についてのいろいろな文言が入っておりました。そうであれば、私はちょうど、いろんな会議をする中で議員への説明だとか、そういった会議をする中で、もうここに任せておりますよというふうな明確な回答を欲しかったなということで、何回となく議員のほうから振興委員会にさせるんじゃないかとか、住宅運営委員会にさせるんじゃないかというようなことで、いろいろな質問が出た中で、やっぱりこういった明確な文章等があったのなら、やっぱりその時点でそういった明確な回答をもらっておいたら、議員あたりの戸惑いというか、そういったのはなかったかなというような感じがいたします。

そこで、ちょっと1点、私も疑問というか、まず、先日、町長が住宅運営委員会のほうに諮問されたというのをお聞きしましたが、そこでの内容といいますか、私が皆さん方に先ほど配っております中学校の建設のスケジュールなんですけど、まず、スケジュールを見てもらってもわかると思うんですけど、5月の中旬に検討委員会の発足をされております。

その前に各団体あたりに、こういった検討委員会をつくるから専門的な方を御推薦お願いしますというふうな前振りがありまして、それで、その後5月の中旬にまず検討委員会が発足しております、その中学校のときはですね。そこで何をまずされたかといったら、各委員さんによるいろんな要望というか、そういったのをまず聞かれております。

委員さんの名簿を見てもらったらわかると思うんですけど、その中の裏のほうに書いておりますけど、やっぱり中学校の校長先生ですとか、PTAの育友会の会長さん、副会長さん2名、それとか体育の教員だとかですね。そして、私どもは体育協会のほうから2名出ております。それと教育委員会とかですね。体育館をつくるに当たって、やっぱりいろんな方面からというか、この運営委員会のつくられた目的として、「中学校屋内運動場の改築に関し検討委員会を設置することにより、施設の規模ですとか設備等について、広く利用者の意見を聴取し」ということで、一番最初に設置要綱としてつくるときですね、教育委員会が事務局になってつくられたと思うんですけど、そこら辺のやっぱりいろんな経験者ですとか、いろんな方の幅広い意見を聞きたいというふうな考えが見られます。

今回、上小田の住宅建設に伴って、確かに江北町の住宅の運営委員会に頼まれるのはいいんですけど、果たして検討委員会で機能するのかなというふうな感じも一つ持ちました。その中で、諮問を出される時点でどのような方向性で行かれるのかなということで、先ほど町長が第1問目の答弁の中に、委員長と職員により現場の研修も行ったということですけど、本来であれば、私たちは3カ所の現場研修も、現場というか、体育館の視察も行いました。

そういったいろんな現場を同じ委員さんが見ることによって、いろんな意見等が出てくると思うんですけど、住宅運営委員会の委員長さんにお聞きしたところ、委員長と職員さんと何名かで行ったというふうなことをお聞きしましたが、本来であれば、その住宅運営委員会の委員全部でそういった視察あたりは行うべきだったんじゃないかなというふうな感じがするんですけど、そこら辺まず1点お願いしたいと思います。

2点目なんですけど、諮問ですけど、本当に町長がその6名の方に、今後の上小田団地の建物から、建設から運営に関しての諮問もお願いするのであれば、やっぱりもっと専門家を入れるべきじゃないかなという感じがまずしました。

今、建築の専門家というか、町の職員が、女性の方が1人おられるということですけど、中学校の屋内運動場のときには、たまたま職員の中に建築士の職員さんがいらっしゃいました。

そういったところで、何でもこういうことを言うかということ、やっぱり建築士さんとの交渉の中で私たちが、運営委員会の中で出た質問、あるいは問題等が組み入れられるとすれば、その町の建築士さんと話をして、例えば大きさですとか、構造ですとか、中学校で新しくつくるときには、例えば、2階に卓球のスペースをつくってもらいたいとか、いろんな要望が出ました。それをまず町の職員さんと話をして、ここら辺はどうでしょうかというふうな話をしたりとか、いろんな会議を持つ場があったんですけど、今の現状を聞いておいたら、一方的にやっぱり職員さんが出した、建築士さんが出した計画で進まれているような感じがしたんですけど、そこら辺の内容的なものまで運営委員会のほうでやっていけるものなのか、そこら辺を2問目にちょっとお願いいたします。

それと3点目なんですけど、住民説明会ですね。これは、私は江北～芦刈線で苦い経験しております。何でもかといいますと、もう口酸っぱく何回となく質問をしてきたので職員の皆さん方は御存じと思うんですけど、いまだ地元の被害者といいますか、その話がつきません。そういったことが何で起きたかというたら、あそこは二転三転して、江北～芦刈線が県の仕事でした。それで筑水が来まして、国の仕事が入りました。で、筑水が終わってまた県に戻りましたとか、それで余りにも長い期間だったもんですから、もう收拾がつかんごとなってしまうて、今じゃ、やっぱり地権者あたりはもう話に応じたくないというふうな、そういった拒否をされております。

今回、町長は今の答弁で、造成の段階で何らあれが出ていないということを言われましたけど、既に聞くところによると、地元からいろんな苦情等も出てきたというのをお聞きしております。そこら辺は、やっぱり造成に入る前ですよ、必要なのは。造成に入ってからじゃ遅いんですよ。地区説明会ですとか、柴田建設課長はよく御存じと思うんですけど、地元に行ったらいろんな意見が出ます。いろんなお叱りもあります。それが後々、そういった意見を聞いておかんと、それもですね、逆に、やっぱりああいった長期の物件になると前々課長さん、今の課長さんから前々とさかのぼったいろんな要望等もあったりして、そういったのが引き継ぎされないままで行っておりますので、会議に行かれた柴田さんは、何の話ばしよんさっちゃろうかなとか、やっぱりそこら辺で戸惑いというか、いろいろあったと思います。私は、やっぱり着工前に地元住民の意見を聞く、それがまず一番大事なことはないかなという感じがしたんですけど、そこら辺で、まだ苦情が出ていないからとかいうんじゃないかと、やっぱり一応の地元住民への説明会は必ず着工する前に行っておくべきだったと思う

んですけど、そこら辺を3点目にお願いいたします。

それと4点目なんですけど、私は町営住宅のことで何人かから、新しく今度、上小田のほうに住宅の建つとでしょう、どうやったら入れますかというような、二、三名からそういった問い合わせもありました。

そういったことも踏まえて、高砂、岩屋も含めてなんですけど、やっぱり新しく建物をつくるのであれば、町民である方は同じ条件で申し込みができるのが本当ではないかなという感じがするんですけど、そこら辺4点について再度お願いいたします。

○武富 久議長

答弁を求めます。山中副町長、簡潔にお願いします。

○副町長（山中秀夫）

では、西原議員の質問にお答えいたします。

視察の件ですけれども、各住宅の研修はどこに見に行ったかということでありましてけれども、去年、佐賀市のほうに1件見に行ったとと、武雄市のほうで委員長さんたちが見に行ったということで、とりあえずは今後見に行くところは今のところは計画をしていないということです。

そういうような中で、今までのいきさつが非常に複雑でございまして、町営住宅をつくるには、改修をするときであっても、改築をするときであっても、建て直しするときであっても、江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の中で、料金等が変わるときにはやっぱりその住宅運営委員会に諮りながら諮問をしていくべきだということになっております。

ですから、そのことについては、いろいろありましたけれども、私たちも勉強不足でありましたし、今までもこういうようなことがわからずに来ておった部分が、何というですか、建設についてはどこが取りまとめをするかということで言われましたけれども、ちょっとおくれましたけれども、そういうことで整理をしました。

それと、専門的な委員さんがいないのじゃないかということなんですけれども、この住宅運営委員は学識経験者のある方から町長が委嘱するということになっております。そして、その運営委員さんの中に、町営住宅の運営委員会に規則がありますけれども、第5条に「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。」とあります。ですから、専門的な委員さんがいたり、そういうふうなときには、住宅運営委員会に任せているわけですから、そこで専門の方を入れているとか、要するに行政と

うか、専門家の方を入れて、そこで話をしていくということとなっております。

そして、先ほど中学校の体育館建設の住民説明会とか、いろいろ今までの工程等を言われましたけれども、町営住宅につきましては低所得者に賃貸する住宅でございまして、町民にいろいろどうこうということじゃありません。その中から、大体この町営住宅についてはある程度の形といいますか、あると思います。今まで改修ができない問題があったのが、2Kということで部屋が狭いわけですね。ですから、改修をしても非常に効果も少ないし、耐用年数も来ているということから新築に踏み切ったという考えをしなけりゃいけないということになりました。そして、補助金も出ないということから急遽こういうふうに変わったということで議会への説明等がおくれたりとか、いろいろしたと思っております。

それと、地元の苦情の工事関係につきましては、建設課長のほうからお願いしたいと思えますけれども、新しく入りたいとかいう方につきましては、町営住宅の設置及び管理に関する条例の中で「町長は、次の各号に掲げる事由に該当する者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。」となっております。ですから、その中には、町営住宅建てかえ事業による町営住宅の除去、要するに、そこにおった人がですね、住めなくなった人を優先的に入居させるということが一番初めでございます、どのくらいの方が入居されるかわかってから一般の方については公募をしないと、その辺がごちゃごちゃなってもいけませんので、今のところは全体的な入居等の説明はできないということで考えているところでございます。

以上です。

○武富 久議長

柴田建設課長、答弁を求めます。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の中で住民説明会ということで質問があったわけでございますけれども、まず、造成工事に入る前に地元の区長さんのほうには相談をして、住宅建設について前は説明会をしたわけでございますけれども、来られた方が少なかったということで、十数名の方が来られました。

そういうことで、今回は住民説明会をするより回覧で済ませたほうが皆さんに周知ができるということで、これは区長さんとも相談をいたしまして回覧で進めたということでございます。

振動被害についてでございますけれども、造成に入る前に予定地の3カ所で振動の調査を

いたしました。その中で、実際大型ダンプが通るときには25デシベルと。そして大型車、トレーラー等が通るときには29デシベルということで、循環バスで24デシベル、バックホー走行時で15デシベルということで、20デシベル以下ではほとんど感じないと。それで、人が感じるのは50デシベルを超えたところで人が若干揺れを感じるかなということでございましたので、今回は特定工事についてのみ振動調査をする予定としております。

○武富 久議長

9番西原議員。

○西原好文議員

まず確認ですけど、そしたら今の副町長の答弁で、今からでも委員長名で、その専門の委員さんをぜひ入れたいということであれば対応できるという考えでよろしいですかね、その1問目のあれはですね。まずちょっと確認。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

今回諮問をしたことがちょっとおくれたのは、確かに遅くなって申しわけなかったと思っております。そういう中において中学校の体育館も、議員言われるとおり、検討委員会をつくっていただいて多くの皆さんで検討していただいて、つくっていただいたわけですが、今回はその時間がありませんでしたので、これから委員長名によって、専門家が欲しいということであれば、その人の意見を聞くということにいたしております。しかしながら、もう実際問題として、概略設計を今検討していただいております。概略設計が出ている段階において本設計へ移っていくわけですので、そういう中で、専門家の意見が欲しいということであれば、それを見ていただくということになってくると思います。

そのほかは、できた後の家賃をどうするかとか、住宅内の環境整備をどうするかというようなことあたりを検討していただくわけございまして、どうしても必要であればということで、こういうことを言っているのかどうかわかりませんが、中学校の体育館にしても一生懸命検討をしていただいたわけですが、できてしまえば、2階の手すりぐらぐらしているとか、雨が降れば屋根がやかましいとか、そういうふうな、できたばかりでいろいろな苦情を寄せられるというようなこと等もあってございまして、どこまで検討委員会の中で本当に検討できるか、それはやはりすばらしい設計士の中に委託をすればある程度この

とができるのではないかなと思っておりますので、その辺も、本当にこれが、この間のが悪いということではありませんけど、そういうことでできるだけ、今回は時間がなかったのでこういう方法をとらせていただいているところでございます。

○武富 久議長

9番西原議員。

○西原好文議員

まさしく今、町長、私が言わんとすることですよ。私も何である後、照明のことをしつこく教育委員会に問いただしたり、中学校の体育館について何回も聞き直したかという、私は運営委員会の一員でして、自分でも、何で私どんのですね、あれだけ運営委員会を開いてもそういった欠点といいますか、今、町長が言われました欠点ですとか、開いた後にそういったいろんな問題が出てまいりまして、残念でならないんです。

過去を振り返ってみますと、町長、本当にですね、ネイブルのときに私は1人だけ反対しました。何でかといいますと、あのときは設計料が余りにも安かったんですよ。その後、利用者の話を聞くと、やっぱり運動に適していない施設だと。何でかといいますと、運動をする方が、更衣室もない体育館ですよとか、それとか、その後に至っては、シャワー室についても後からつけ加えたようなシャワー室でした。

次に建てられた中学校の体育館ですけど、中学校の体育館の前、さわやかスポーツセンターもそうです。中学校のプール跡地を利用した安上がりな、基礎をつくらんでよかけん安上がりなというような施設をつくって、その後、やっぱりもとの基礎が沈下したままでずっと来ておりまして、施設の周りの舗装をやりかえとか、下水道のやりかえだとかいうのも経験しました。

3点目の中学校の体育館では今みたいな問題が起きました。

4点目の児童館のうるるについても、開設後すぐに裏の入り口の改修だとか、あと空調の手直しだとか、まさしくですね、町長が今箱物を建てられた段階で、本当に何でこれだけいろんな問題が出てくるのかなと不思議でたまらんとします。

やっぱりですね、私は一つの今までの経過といいますか、中学校の体育館も期限的というか、計画的にされておったかもしれんですけど、降って湧いたような予算がついたとか、そうやったですよ、うるるもそうでした。余りにも、その予算がついたから、町長はよく同僚議員の質問の中でも、27年度予算、それまでに仕上げにやいけんからと言われるのはわか

らんことはないんですけど、この建物については本当にもう工期を無視したような、やっぱり急いで急いでというような経過があって、正直言って、今までいい建物ができ上がっておりません。

そこで私は、12億4,000万円ですか、今後、建物だけで計画されておりますけど、このような莫大な費用を投じて町営住宅をつくるのであれば、例えば、この一番最後の町営住宅のあれを見ておって、これも私は不思議でたまらんとですけど、最後の移転、竣工式の後の移転が、2カ月半ぐらいで移転、その後は3カ月の解体となっておりますけど、果たして一遍にそういった移転をばっとされて、解体がばっと進むようなことは考えられんとですよ。そいけん、そこら辺も甘いかなというふうな、この工程表を見ておってもですよ。

そこら辺で、やっぱり町が建物を建てるのであれば、慎重を期して、住民からいろんな不平不満も出んような建物をつくっておかんと、ほら見れと言われんとも限らんとですよ。だから、そこら辺でやっぱり、今、委員長さん名でいろんな専門家を入れることもできるという答弁をいただきましたので、私はぜひ委員長さんをお願いしたいなと思っております。

それと、町長の諮問に対する回答というか、要望あたりが出てきたら、真摯にやっぱりいろんな専門家を含めた中で、委員長さんを含めて、委員会の中で話し合いを何回となく持つてもらいたいという気持ちで、そこら辺の1問目は再度お願いいたします。

2問目なんですけど、町長が私どもの説明会の折に4案、5案ですかね、口頭で説明されております。まず1番目に、4階建てで64室の2棟建てだと。2つ目は、これは8階建てで予算が安く上がるという説明もされましたけど、これは1棟で8階建てだとか、3つ目に、4階建てで集会所を中央に2棟だとか、4つ目に、4階建ての2部屋を潰して集会所としたとかですね、これは最後に、町長の考えであったと思うんですけど、やっぱり今はひとり住まいの方が多から部屋を小さ目にしてでも部屋数をふやしたいとかいう意見も出ておりましたけど、そういったものもやっぱり私は、今、住宅運営委員会の中でこの図面あたりも提示されて、やっぱり私どもは、町長、もうこれは中学校のときのあれを言っちゃいかんとですけど、いろんな案をそのときの設計士さんに書かせとっとですよ、こういった図面でですね。そういったのをいろんな会議をする中で、一番私はプラスになったのは、建物の大きさを縮めないで、現状、今出ている要望を確保できるには鉄筋コンクリートから鉄骨構造に変わったことです。私もびっくりしました。話し合いの中で予算的に折り合いのつかなくなったときに、そしたら構造を変えましょうということになったわけですよ。やっぱりそこま

です、中学校の今から使っていく施設を、委員さんの中ではこれだけの広さが必要ですよ、卓球するスペースが下にあったら、その分ほかのスポーツをするのに支障があるから2階のほうに上げた方がいいですよとか、いろんな意見を出した中で、予算的な話し合いをする中で、それじゃ、鉄筋コンクリートじゃ到底、広さもですけど構造的に予算が追いつかんと。そしたら鉄骨構造にしましょうかというような変更が現になされております、その中学校の体育館のときはですね。

そういった中を含めた、やっぱり今後その運営委員会のほうに、やっぱり使い勝手のいい住宅にしてもらうために、委員長さんに答申をしたのであれば、その委員長さんを中心に、要望あたり出てきたことについては慎重に対応してもらいたいと思いますけど、それが2点目ですね。

それと、3点目の事前調査なんですけど、柴田建設課長も来られてわかると思うんですけど、地元の方は被害が出たときにはとにかくひどいことを言われます。担当職員が行っても受けつけてもらえんことも多々あると思います。でも、やっぱり足を運ばんと、今、県とかの職員さんあたりはもう全然来られていないということでした。やっぱり同じ町に住んでおって、顔を合わせんわけいかんとですけど、やっぱり町あたりの職員さんともなれば、どこで会うかわらんけん、やっぱり地元の説明会をすると同時に事前測量をされて、その後には事後測量をされて、いや、変わりはありませんでしたよとか、ちょっとは狂っていますよとかいうふうな事後報告まで必ずしてもらいたいと思います。そうせんと、やっぱり後で不平不満が出ておって、今のうちの近所みたいなことが起こらんようにぜひお願いをしたいんですけど、そこら辺は。

それと最後、町長、今月の町報に、町営住宅の入居募集について、佐留志の2415、2417、2419とか4戸載っておりましたけど、既にあいている部屋があるのかなというふうな、ちょっと心配をしました。やっぱり町営住宅をつくってですよ、今、副町長が言われたのはわかります。引っ越しをされた岩屋については取り壊しを計画しておるからその方が1番ですよというのはわかるんですけど、ほかの団地がもしあいとって、こういったことの起きたらまずかと思うんですけど、そこら辺はやっぱり早急に岩屋団地の方と話もされることは必要だと思うんですけど、町民全部に入居の募集をかけとかんと、新しい町営住宅はつくったわ、よそがあっちこっちあき出したわじゃ、ちょっと話にならんと思うんですけど、そこら辺の今後の計画はどのようにお考えなのか、よろしく願いいたします。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

町営住宅の建設につきましては、議員が御指摘されたような形で、今、運営委員会の中で検討していただきますので、委員長さんの要望に応じていきたいと思っているところでございます。

そういう中で、事前調査も担当課でやったというのは、やっぱり今も既に大型車が通っているわけですね。その大型車が通っている中において、それより大きなものは通らないと、そういう中で、何かあったときには逆にうちの被害なのか、その今通っているものの被害なのかと、そういうふうなことを考えたときに、今通っている部分についても、その振動の被害はないということでありましたので、建設課としては、今回は、くい打ち等をやるときには事前調査をいたしますという形でしているところでございます。

それから空き部屋等については、岩屋はもうこれからも空き部屋ができて募集はいたしません。大体3年ぐらいをめどに壊しますのでね。しかし、その高砂については早くてその後になってきますので、3年以上あかせることはもったいないということで、とりあえずは今あいていたのを募集をするかしないかという形で、毎年二、三人は必ず出入りがあるわけです。そこで、募集をするかしないかということで、今回はやはり募集をまだしておくべきだろうという形でしております。

そういう中で、新しい町営住宅ができたときに、入る人がいないということは、私はまず考えられないと思います。一般の住宅、一般の団地よりも、やはりどんなに新しい団地になっても、半分以下の値段になってくると思いますので、まずは岩屋の人、そしてまた岩屋でどうしても入れない人が高砂に三、四年入りたいということであれば、高砂の人で入りたい人をまず入れてやると。そして、それでも新しい団地が埋まらないときには、一般の方を募集するという形でいきたいと思います。そうすると、やっぱり一般の方も私は入る方がいろいろ出てくると思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

西原議員の質問にお答えいたします。

ネイブル等のシャワー室とかなんとかが後でできたということを言われましたけれども、シャワー室につきましては、こういうような体育館でシャワーがないところはないですよというふうなことで、民主党時代の景気対策事業で、どこにつくるかということでいろいろ協議した中で、ちょうど中庭、ホワイエの横につくろうということであつたわけであつて、当初から、それがあつたがどうか、なくてもいいかということじゃなかつたわけであつて、普通は、本当はつくらなくてもいいだろうということであつたわけであつたんですけども、やっぱり大きな体育館についてはシャワーが必要だということであつたからつくつたということであつてでございます。

それから、さわやかスポーツセンターも急につくつたということであつてでございますけれども、これは産業再配置促進事業補助金の交付金事業であつたわけであつて、これはSUMCOが工場をつくつたために、できたんですね。（「違う、違う」「うるるやろう」と呼ぶ者あり）うるるですか。（「はい」と呼ぶ者あり）うるるじゃない。いやいや、さわやかスポーツセンターがそうですよ。産業再配置促進事業でですよ。（「いやいや、違う違う。うるるが期日がどうか、予算が急についたでしょう、それで」と呼ぶ者あり）いやいや、さわやかスポーツセンターも一緒です。（「さわやかもね」と呼ぶ者あり）はい。それも急につけて、補正でしたんですけども、この事業もその年にしなかつたら、もう次の年には補助事業はありませんでした。そういうふうな急につくつた事業等もあるというふうなことで、計画的にできない部分もあつました。

それから、先ほどのスケジュールですけども、解体まで、28年3月までぐらいに本当にできるかということであつてでございますけれども、これは、この社会資本整備総合交付金事業が27年度末までということであつておられます。そういうふうな中で、これは佐賀県社会資本整備計画の、県の地域住宅計画の中で佐賀県いっぱい変更があつておられます。24年の6月で第4回をされておられます。そして、平成25年の3月で第7回目の変更をされておられます。そして今度、26年の3月に変更されるでしょうけれども、そのときの変更される予定の部分が、ここにあります解体工事が3月までにするということであつてでございます。

というのが、解体工事につきましては27年度末までに工事をしたらその交付金の対象になるということから、もし仮に繰り越しになつたにしても、期間内に入れとかなどだめだということから、その3月までに終わるよつたということでのスケジュールの計画です。

そういうことであつてでございますので、何しろ始めたのが遅くて最後が決まつておるというふう

なことから、そういうふうないろんな事業がありますので、そして、この事業につきましては、うちだけの計画じゃなくて、佐賀県の住宅計画の中に乗っとかんとできないわけですから、先々にこちらのほうも修正とか変更とかはしていかに要望に応じてもらえんということでございます。

それから、先ほど4階建てとか8階建てと言われましたけれども、この辺につきましても図面も含めて、その運営委員会の中でいろいろ協議をしていただいております。そして、専門の委員さんということでございますけれども、専門家の方は運営委員会の中で必要であればお願いをするということですので、こちらから誰か専門の人を入れてくださいとかいうことは委員会に対しては失礼ですので、そういうことは申しません。ですから、あくまでも委員会の中で採用をしてもらって、諮問というですか、答申をしていただくということになりますので、その辺よろしくお願いいたします。

以上です。

○武富 久議長

9番西原議員。

○西原好文議員

ちょっと次の質問に入らんざんと時間のなかもんですから、30分までですよ。

○武富 久議長

はい。

○西原好文議員（続）

はい、済みません。それでは、副町長の答弁の長過ぎたもので私がちょっと、次の質問をしとかんともう、済みません、2問目に入りたいと思います。

再度問う、幹線水路の泥土揚げはということで、私は幹線水路の泥土揚げにつきまして昨年の12月議会において質問をしてきました。

鉦害復旧から30年経過しておりますが、水路の整備以来、一度も泥土揚げ等がなされておらず、昨年11月13日、武雄農林事務所の課長、土地改良事業所の職員、町担当職員、地元区長、地元役員、それに地元議員同伴による現地の確認作業として水路の水を上げての現地立会等も実施されております。さらに、佐留志、惣領分はもとより11区の区長名で要望書等も提出されております。

町長の答弁といたしまして、筑水も今回から利用できるようになり、地元負担等を考え、

経済的で負担も軽減されるであろうということです。

それと2問目に、しゅんせつした残土処理については、仮置きする場所、再利用できれば再利用の方法を含め検討の必要があるということでした。

3問目については、地元負担の軽減については、経済的な工法を検討する必要があると答弁をされており、泥土揚げについてはなかなか難しいのではないかとというふうな感じがしました。

先月8日、農業委員との意見交換会が開催されております。会議の中で委員長さんからの要望として幹線水路の泥土揚げについての要望が出され、議会で質問をしてきた関係上、私が再質問をすることになりました。会議の中で前回までの経過等も話したわけですが、要望の意思が強く感じられ、今回の質問ですけど、農業委員さんの要望等も含んでいると考えての答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、前回の回答に、県に泥土の堆積状況を確認していただいておりますので、どういう事業か、何か対応できる事業がないのか、今検討していただいているという答弁をいただいております。その後、お互い協議をしていきたいと回答されておりますが、その後、県との協議はどうなっておりますか。

2問目に、幹線水路の機能についてですが、本来、本町の幹線水路は農業用水の確保が重要とされてきましたが、もう1つの大きな役割として、洪水時の排水機能が重要であり、最近では大雨が降ってもすぐに排水され、水害の被害からも逃れているのが現状であります。そこで、泥土の堆積は排水機能を損なうと考えられないか。

3点目に、受益者の負担軽減を前回も答弁されておりますが、排水機能を考えたときには地元地権者の問題だけではないと思う。水害から生命、財産を守っていくには全ての町民が負担を強いられる問題だと思う。そこで、町民に対する排水機能の説明だとか整備についての説明責任が行政にはあると思いますが、幹線水路問題は農業者だけではなく町民全体で考えていく問題と思うが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、再度問う、幹線水路の泥土揚げはということでございますけれども、議員が言われるように、幹線水路の整備以来30年が経過し、一度も泥土揚げ等が行われていないとい

うことであり、昨年12月議会や、過去幾たびかの質問がなされてきたものであります。

昨年11月13日に、先ほど言われたように地元議員、武雄農林事務所、土地改良事業団体連合会、また関係地区の区長さんや役員、町の担当職員などにより現地立会確認を実施されたことに伴い、昨年12月議会において質問がなされ、現時点では、地元負担などいろいろな課題を考慮して、経済的な工法を検討する必要があると答弁をしたものであります。

最初の質問でありますその後の県との協議はということですが、本年5月に武雄農林事務所の課長さんが新しくなられましたので、課長さんとともに現地視察、確認をしたところ、現在の補助事業においては、整備目的及び補助率のよい事業としてはやはり農業基盤整備促進事業しかないということであったということを知っております。その農業基盤整備促進事業についても、受益者にとっては厳しい負担を強いられることになるようであります。

幹線水路の泥土揚げについての2点目及び3点目、排水機能及び町民に対する説明責任はということですが、まず、堆積土による排水機能については大きな影響はないと考えております。

また、今まで幹線水路の管理において、水路の底からゲートを開放するということはほとんどなかったのではないかと考えております。たまにはゲートを一番下から排水すれば泥土堆積の軽減にもなるのではないかと思います。

幹線水路のゲートや暗渠については通水断面も限られておりまして、排水ポンプの機能にも限度がありますけれども、末端のゲートが開放されず、ポンプ場までの水が来ないために、ポンプの排水量能力を十分発揮できないということ等もあっているようでございます。

防災会議等でも言うておりますが、ため池、また、幹線水路の上流及び下流のゲートの事前調整等をしていただきまして、また、このたび筑水も整備されましたので、筑水を有効に活用していただければと思っております。

洪水の対策につきましては、やはり地元の皆さんの、上下流の皆さんの御協力をお願いしたいと思っております。

○武富 久議長

9番西原議員。

○西原好文議員

わかりました。町長の今、考えというか、県の考え等も大分わかりました。

これも今までの経過を言いますと、土井前議員さんがずっと質問をされてきておりました。

3回ほど質問された中で、町長はその都度、やっぱり水路のしゅんせつは不可欠だとか、散々言うてこられておるわけですよ、答弁としてですね。で、前回私が聞いたときに、筑水のあれがもう開通するからで、ころっと答弁が変わったような感じがいたしました。やっぱりそれはですね、私は用水についての考えかなというふうな感じがしたんですよ、町長。

今、私が、この間の農業委員会でも言ったんですけど、用水については町長もそういう考えだったような感じがしますというようなことで言って、これが排水機能を考えたときには、町長、果たしてそうかなという感じがいたします。

ちょっと例を挙げて申しわけないんですけど、3号水路の隣接している私のうちでも、ちょっとゲリラ的な豪雨が降ると、事務所はつかります。すぐ水位が上がってしまうんですよ。何でかというたら、やっぱりその時期は水をためとかにゃいけんともあるかもしれんですけど、もう計画断面より堆積している泥が多いために、やっぱりかめの大きさがもう縮まっとるものですから、上にたまる水が限られてくるものですから、やっぱりすぐつかってしまう。そういうふうな現状は江北町にいっぱいあると思うんですよ。そこら辺で、やっぱり農業委員会の委員長さんも言われております、防災を考えたときのことはどうですかというふうなことでですね。

やっぱり牛津町も、去年やったですかね、その前やったですか、去年、あそこのポンプ場が機能しなかったばかりに砥川一帯はつかりまして、国道まで水浸しになって二、三日通行できないというふうな状況でしたけど、やっぱりうちの町も排水機能を考えたときに、そういった堆積したままの水路で果たして大丈夫かなと。町長は今、排水機能はさほど考えとらん、支障がないというような答弁をされましたけど、私は違うと思います。やっぱりどこの大きな水路を見ても、この間、私ども球磨川に行ってきましたけど、球磨川もずっと泥土揚げはされておりました。ああいった国レベルの河川じゃなくて、河川でいきますと嘉瀬川の上流も、これは業者ですけど、砂取りの作業をずっとされております。で、嘉瀬川の下流側ですね、嘉瀬町よりちょっと下流側でも、今、毎年のように泥土揚げをされております。やっぱりそういったのは堆積した泥を上げとかんと、災害時にそういった機能が果たせんじゃないかというような感じでされていると思うんですけど、そこら辺のその排水を考えた機能を町長はどうお考えなのか、まず1点お願いいたします。

それと、県のほうの事業もわからんことはないんですけど、先日、私は地元の国会議員さんのほうにも秘書さんを通じていろんな事業を調べてみたんですけど、やっぱりなかなか

いと。例を挙げると、筑後川の福岡県側は筑水事業に関連したことで泥土揚げがされているそうです。その地元の国会議員さんは、福岡県のほうがされておって何で佐賀がされんかなって、今後の検討課題とさせていただきますというふうなことでしたけど、既にもう筑後川の流域河川地区における残土処理というふうなことで福岡県側はされておるんですよ。で、そこら辺の事業を見直すじゃないですけど、いろんな方法を使って予算的な確保ができないものか、そこら辺で2点目をお願いいたします。

それと3点目なんですけど、町長、私は何で町民の全部にと言うたかという、同僚議員さんからもいろんなところで、水害で道路あたりがつかってしまうというふうな要望が議会の中でも出ておりますけど、やっぱり町全体で考えて、今から防災を考えたところでは、水路、水系、いろんな方面で町一丸となって会議あたりも進めていかんと、やっぱりその地区だけで、下流側が水をとめとつとに上流側はどンドンどんで流したら、つかってしまうのは当然ですよ。

そこら辺で、毎回毎回私言うように申しわけないんですけど、水利権も含めて、やっぱり防災を考えたときには、排水については水利を飛び越えたところをお願いをせんと、今から先、町内全体を網羅したとき、うまくいかんような感じがするんですけど、そこら辺は町長、どうお考えなのか。その防災を考えた時点ですよ。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

幹線水路が用水と排水と両方の機能を果たしているということはよくわかっておりますけれども、そういう中で、用水については今回筑水というのができて随分めどがついてきたわけですね。そういう中において、排水を多くするためにはやはり日ごろから水を減らしとってもらおうということがまず前提だと思います。そういう中において、これまでは下から何番目までの堰はいつも閉まっているというのが現状ではないかと思えます。そういうふうなものを取り払うとか、たまには全部あけないと、それが解決につながっていかないんじゃないかと。幾ら泥土を揚げても、例えば3番目までは必ずいつも閉まっているということであれば、そこまでは必ず水がたまっているわけです。泥土があってもなくてもそこまではたまっているわけですので、その辺が上下流の理解を得た上において、まずは底からあけて、でき

るだけ、たまには全部流してしまうというようなことあたりが、やっぱり上下流で話し合っていていただきたいなど。そうすることによって、水を減らしておいても本当に要るときには筑水からも来るんだということで、水を減らす努力もしていただきたいと思っているところでございます。

そういう中で、町全体ということ、福岡県側のことを言っていただきましたけれども、筑水事業の中で福岡県がやられた経緯については私もよくわかりませんが、福岡県側のほうから筑水の水をもらっているという関係でそういうふうなものがあったのかどうかわかりませんが、その辺は国が新しい事業等ができればと議員も国会議員に言っていただいたそうでございますので、国会議員にもそういうふうに行っていきたいと思っております。

そういうことで、町全体としても、やはりこの洪水というふうなものを考えたときに町全体で考えてはいきますけれども、その排水、用水を管理している地区の皆さん方がやはり一致協力して、まずは上下流の問題を解決していただきたいなという思いでいっぱいでございますので、御理解いただきたいと思っております。（「議長、もう1点だけよかですか、済みません」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

はい、西原議員。

○西原好文議員

私、もらった資料は担当の課長さんにもやっておりますので、1つですね、町長、筑後川土地改良の多久導水路、これは波佐間のいろんな要望あたりが出たですよ、これ御存じないですか。私は役場からももらったんですけど。そこの中にも堤の泥土揚げだとか、やっぱり多久導水路について、羽佐間水系のいろんな整備あたりも予算のついとるわけですよ。そいぎ、そこら辺で町内の水路あたりも何でできんやっとなかという感じがまず1点しました。

それともう1つは、これは、私は局長さんとよく話す中で、本当に地元の方が負担を強いられるよというふうな内容を御存じないとじゃないかなというふうな感じがします。

区長さん名から上がっておったかもしれんですけど、そこら辺はもう担当が産業課に移られたと思っておりますけど、例えば、水路上げをする段階ではこういった地元負担の出てくるよというような、末端までの説明あたりもしてみても、そがんと、ちょっと上のほうでばかり事業してくれ事業してくれというようなことでお願いばされておるような感じがしたんですけど、そこら辺は、担当が今度産業課に移りましたよね、例えば地元の負担等も考えた段

階で、町民の皆さん方に意見を問うというのも一つの手じゃないかなというふうな感じがするんですけど、町長じゃなければ産業課の担当課長でもよろしいですけど、最後に済みません。

○武富 久議長

川久保産業課長、答弁を求めます。

○産業課長（川久保義文）

西原議員の再質問にお答えしますが、先ほどの筑水関連で、羽佐間水道の整備が筑水、国営のほうでできるんじゃないかというふうなことなんですけれども、それはちょっと誤解がありまして、私もその当時は直接担当じゃなかったのでもわかりませんやっただすけれども、こういうことやったとですよ。

当初、筑水のほう、国のほうでいろいろ羽佐間水道の附帯の整備をやるから、波佐間の水道も同意をしていくというふうなことで話が進められていたそうです。ところが、やるからというふうなことやったとですけども、時間がたって、もうそれはできないというふうなことになったそうですけれども、その経緯の中には、当然その羽佐間も折れた経緯がございます。折れて、やってくれというふうなことになって、その後、国がこれはできないというふうなことを言われたということでございます。

それで、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、その後、県営の整備事業で羽佐間水道の整備については行うようになっております。それで、今回も25年度の当初予算のほうに調査設計を組んでおります。それがまさにその費用でございます。それと、羽佐間の堰もそういった県営の事業で行うようになっております。

ですから、筑水のほうが国営のほうでやるというふうなことはなっておりませんので、その辺誤解のないようお願いいたします。（「地元負担を徹底してくれ」と呼ぶ者あり）補助事業のですか。（「結局、その受益者負担ば」「地元負担とか、どのくらいかかるか」と呼ぶ者あり）その辺についても説明はなされておりますので、羽佐間水道の総会あたりで周知はされております。

○武富 久議長

いやいや、課長。（「もし泥土揚げをすることで、そこら辺の」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○産業課長（川久保義文）

ああ、そうですね……。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

泥土揚げをするのに、やっぱり一番いい補助事業というのは先ほど言った補助事業であつて、それには地元負担が3割だったと思いますけれども、3割要ると。その3割の金もやっぱり多額の金になるということで、地元はなかなかしきらんと。何とか町で全部やってくれんかと、それとも、もう1つは農地・水の中で、それを集めてやろうかというふうな提案がありましたけれども、補助事業の裏をまた補助でやるということができないということで、やはり地元から負担をしてもらわなくちゃいけないということで、地元の関係者の方々は御存じだと思っております。

そういう中で、なかなか地元負担ができないので、町で何とかやってくれんかというふうなことを今お願いされておりますので、その辺は地元が負担してくれるということであれば、その適正事業でできていくわけですので、その辺は御理解をお願いいたしたいと思ひます。

（「はい、了解しました。終わります」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

9番西原議員の一般質問はこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願ひます。どうもお疲れさまでした。

午後4時36分 散会